

【翻 訳】

社会諸科学における政策リサーチ

ジェームズ・コールマン 著

久 慈 利 武 訳

序論

公共政策のインパクトを研究するための包括的な方法が何ら存在しないということを冒頭で述べておきたい。なぜそれが存在しないのかを尋ねるとき、そのほかに二つの指摘が登場する。ひとつは、政策のインパクトに関する質問を真剣にするようになったり、科学的な回答を手に入れることを期待するようになったのは、政府のアクションの中ではごく最近のことであること。たとえば、社会立法がその立法の影響を評価するための準備 provisions や予算に取り組み始めたのはごく最近のことである。第二に、政策諸科学は実は自らを政策科学と認めてきていないのである。経済学の何らかのパートか、政治学の古くからの分野の一つとみなしてきていた。一般的には社会科学は学問として自覚的であるようになってくるにつれて、その学問の内部の発展ないし永続的な発展にいそむようになってきた。彼らが開発してきた方法は学問の発展を支援するための方法であって、公共政策の評価のような外部から課せられた刺激のためのものではないのである。その方法の哲学的な基礎はすべてこの方向を目指している。つまり理論の開発、その理論を確証し、洗練し、拡張するために仮説を立て検証することを目指している。

第一位の最も重要な仕事は、政策科学を構成するこれらの学問が政策諸科学であることを認識し、その認識の後にその含意の若干に注目することである。一つの中心的な含意は、公共政策のインパクトを研究するために首尾一貫した自覚的な方法論が展開されねばならないということである。

この発展を目指すいくつかのステップがすでにとられている。この数年間のうちに、特定の政策を評価するためのリサーチ方法に注意が向けられたり、政策が評価にかけられるように政策を設計することに注意が向けられるようになってきている。これらのうちでもっとも興味深く、もっとも包括的なのが、まだ未刊の Donald Campbell の “Methods for the Experimenting Society” である [*]。Campbell は未来の社会についての Haworth (1960) の考え方を重視している。その社会は、問題の解決としてイノベーションを試み、これらのイノベー

ションを評価するための明確なメカニズムを持ち、いっそうのイノベーションを試み続け、いっそうの評価に従事する。そしてそのようなプロセスを通じて生じてくるこれらの諸問題を解決しようと試みる。この考え方は、科学的方法を用いる進化メカニズムがビルトインされている社会像である。未来社会のこの考え方では、それは科学的な社会であって、科学理論に基礎をおくマルクスの社会状態の感覚ではなく、自らを変えるために科学的方法を用いる社会の感覚である。政策科学とそのような社会との関係は、社会科学理論は二次的な役割で、社会科学の方法が中心的な役割を果たす関係である。そのような社会が必要とするフィードバックメカニズムを構成するのは、それらの使用を保証する制度的構造と並んで、これらの方法である*。

〔*〕 Campbell, D.T. 1971 “Methods for the experimenting society” paper presented at the meeting of the American Psychological Association, Washington, D.C. September 1971. American Psychologist 近刊に掲載予告されているが、1978年時点で未掲載。

* 経済学ではこれらの問題にいくらかの注目が払われてきている。というのは、経済学は政策問題をたいてい無視する社会科学のなかでは主要な例外であるから。Tinbergen 1952 参照。

1. 政策リサーチのための方法的な基盤

1.1 政策リサーチと学術リサーチの違い

その哲学的基礎として理論の検証と発展を持つ方法論と、その哲学的基礎としてアクションの指針をもつ方法論をはっきり冒頭で区別しておくことが大事である。これは、理論構築の手助けとして開発された方法がアクションの指針となる方法論の要素として使うことができない、といっているのではない。むしろそれは最も基本的な哲学的レベルで、一つの違いが存在するといっているのである。後者の目標は、ある活動領域に関する理論を一層増進することではなく、ソーシャル・アクションのための情報基盤を提供することにある。Cronbach/Suppes (1969) は教育におけるリサーチを描くために用いる一組の用語でその違いを表現している。前者はその目的が記述的には事態 the state of affairs にあたるものに関する結論に到達することにある、結論に志向したリサーチである。このリサーチは、実質的な領域の知識に貢献し、直接間接に理論に寄与することが意図されている。後者はそのねらいが、なされねばならない政策決定にとって重要な情報を提供することにある、決定に志向したリサーチである。ここでは私はこれらのタームを用いないし、しばしば誤って用いられる基礎的リサーチと応用的リサーチというペアも使用しない。むしろ科学的な学問における知識の増進を意図したリサーチを「学術リサーチ」、アクション・リサーチの指針たることを意図したリサーチを「政策リサーチ」と呼ぶことにしたい。

我々がアイデアをこんな風にアジャストし、学問のためのリサーチから社会政策のためのリサーチに哲学的基礎を変更することの意義を追求するとき、沢山の違いが現れる。しかしながら、まず私が政策リサーチと呼ぶものを、公共政策の影響を研究しながら、学問における知識を増やすことが意図されているリサーチから区別しておくことが重要である。この後者のリサーチは、政治学のものである。そこでは公共政策が形成される仕方、実施される仕方、実施された政策のインパクトが研究される。そのような研究から、所与の政治構造において政策が形成され実施される仕方、政策の実施とその実際効果の関連に関する知識が手にはいる。さらに、この領域の学術的な知識の前進は、政策リサーチの洗練を進めるのに価値があることも確かである。

しかしこれは政治学という学問を支援することが意図されているので、政策リサーチではない。その結果は、特定の政策におけるアクションの指針として役立つことを意図していない。その聴衆は、政治的アクターの聴衆ではなく、政治学の聴衆である。政策リサーチにおいては、聴衆は単一のクライアントから国民全体にわたる政治的アクターの集合であり、リサーチはアクションの指針であることを意図している。

他にも、政策にフィードバックするのではなく、学問の内部の知識を広げることを意図した社会政策、経済政策スタディがある。これらの研究は政策リサーチと混同されるべきでない。ここで論じられる方法論的原理はこれらの研究には当てはまらないからである。

政策リサーチと学術リサーチとの混同は、リサーチ資金の給付が実施されている手続きによってますます拡大されている。(連邦政府教育局のような)政策形成政府機関と思われる組織が、政策リサーチのために使用されることが意図されているのに、実際には学術リサーチに配分している研究資金をしばしば持っている。この主たる理由は、これらの機関が政策にほとんどコントロールを持たず、それらの利用を期待して政策リサーチを委託することができないことにある。しかしながら、社会的立法は立法行為 (the legislative act) の一部として立法の効果の評価を持つようになってきている。そのリサーチ (評価リサーチ) は明らかに政策リサーチのひとつであり、ここで論じる方法論的原理に従うものである*。

* 他のタイプの政策リサーチの例に次のものがある。『教育の機会均等』(1966)は、郡部の学校政策から生じた教育機会の状態を査定するために政府の指図に従って行われたものである。四つの社会的実験。ニュージャージー州での負の所得税実験は、全国規模の政策の帰結を予測するための試行的実験であった。同じ理由で実施された学校のバウチャー実験 (Rand 1972)、全国健康保険の管轄下の種々の種類の保険プランの下での健康ケアの利用を調べた健康保険実験 (Newhouse 1972)、住宅手当実験 (Lowry 1972)。

1.2 政策リサーチの定義上の特性

政策リサーチのための方法を展開する際に認識しておくべき最初の点は、政策リサーチが非常に異なる特性を持つ二つの世界（学術的な学問の世界と政策とアクションの世界）を架橋する点である。対照的に学術的なリサーチは学術的な学問の世界に留まる。諸問題は学問に起源を有し、リサーチは学問のメンバーによって実施され、リサーチ結果は、学問の内部で使用される。その学問内の知識のフロンティアを広げ、法則ないし一般化を定立し、理論の発展を支援することによって。リサーチ結果の公表のアーリーは、雑誌、著書、記者会見、その他の媒体である。その学問内の知識のフロンティアを広げることは、その学問の外部の関心を惹くこともあるが、その関心は学問の営為にとっては偶発的なものである。アクションの世界へのいかなるインパクトも副産物であり、その学問の研究者にとって直接的な関心事ではない。

政策リサーチの定義上の特性は二つである。リサーチ問題が学問の外の世界であるアクションの世界に起源を有し、リサーチ結果は学問の外のアクションの世界に用途が定められている。政策リサーチのこの特性は、学問の世界とアクションの世界の違いに由来し、これら二つの世界の間を移動することに関わる変換問題に由来する。

政策リサーチに関連するアクションの世界の特性は、いくつかある。私はこれらのいくつかをリストするつもりであるが、それ以外にも重要なものがあることを認識している。政策リサーチ方法開発の初期段階で、関係する要素の網羅的なリストが提出できると述べることは図々しいというものだ。

アクション世界の第一の特性は、時間を伴うことである。コンピュータ用語を用いれば、アクション世界はリアルタイムで動いている。リサーチ結果が寄与することができる決定は、アクション世界の出来事の実進によって時間的に制約される。往々にして、決定は時間に縛られ、所定の時間に、その時間に入手できる情報に基づいて行われねばならない。もし新しい学校が所与の年度に操業しなければならないなら、その学校の組織と学校プログラムに関する決定は、学校年度の開始のはるか以前に、実施に移すのに十分に余裕を持ってなされねばならない。校舎の建設、適切なスタッフの雇用と訓練、必要な資材の購入、すべてはある特定の時期までに行われねばならない。また国民健康保険プランの開始の決定は、政治的な圧力の山場になされるであろうし、様々なタイプのプランの帰結に関する情報がそれが有益であるときに、入手できねばならない。

他のケースでは、決定のタイミングは、そんなに自動的なものではなく、ある範囲でリサーチ結果を受け取ることに左右される。しかし、常に限界づけられている。決定はリサーチ結果だけでなく、他の出来事によって制約されている。アクションの世界は、学術的な知識の

世界のように、タイムレスではない。

アクション世界の第二の特性は、用語と概念を伴う。アクション世界の言説と準拠枠はアクション世界に特有のもので、学問の世界のそれとは異なっている。アクション世界の諸問題は、学問の世界のものとは異なった用語で語られている。その違いのもつ含意は以下で述べる方法論的諸原理のいくつかで詳述される。

アクション世界の第三の特性は、インタレスト、資源のコントロール、対立を伴う。学問では、ポジションと地位をめぐる科学者のビルトインされた競争が存在する。これは、学問内部に競争過程とある進化的なメカニズムを作り出す。研究者自身はその競争システムに埋め込まれ、その一部である。しかし、アクションの世界では、資源を有する利害当事者の集合が存在し、対立と両立を伴う進行中のアクション・システムが存在する。研究者としては政策リサーチャーは、このシステムの外にいる。しかしリサーチ問題は、そのシステムに由来し、リサーチ結果はそのシステムに戻される。これらのリサーチ結果はある当事者の資源を増やし、他の当事者の資源を減じる。政策リサーチの方法論では、利害当事者が存在し、利害の多くは一致せず、リサーチ結果はそれらが入るアクションシステム内部の権力構造を変更する、ということが重要である。かくして、リサーチ結果はこれらの利害に中立的な手続きによって到達されるのに対して、リサーチ結果がアクション世界に対する影響の面では中立的ではない。

アクション世界の第四の特性は、情報の節約と過剰のことである。科学的な学問のねらいは、情報の節約をもたらすことにある。過去の情報に基づいて法則と理論を用いることによって、その特定の状況についての少量の情報にもとづいてその特定の状況について予測を行うことが可能となる。学問のねらいは、少ない情報を長持ちさせることにある。特定の状況についての情報を法則や理論に体现された一般的な知識と組み合わせること。かくして情報は予測を行う強い力を持つ。科学的な学問がそれによって判定される基準の一つは、その状況に関する一定量の情報からの正確な予測の射程がどれだけ広いかということである。その学問が十分に発達すると、初期情報の小さな集合が非常に広い射程の予測を与える理論や法則の大きな集合と組み合わせられる。

しかしながら、アクションの世界では、情報の節約は重要ではない。重要なのは、リサーチ結果が政策目的にどれだけ役立つかである。それは節約よりも過剰を指令する基準である。

1.3 政策リサーチを支配する（方法的）諸原理

本節では、私は、学術的研究にではなく、政策リサーチに適用可能な多数の諸原理をリストするつもりである。この諸原理はアドホックなものではないが、かといって網羅的で

もない。網羅的になるには、政策リサーチの方法の一層の発展を待たねばならない。総じてこれらの諸原理は、前節で述べた学問の世界から自らを区別するアクションの世界の特性に由来するものである。この諸特性は次の4つの要素を含んでいる。時間の異なった処理、異なった用語と概念、資源のコントロール・利害の対立・利害当事者の存在、情報の節約より情報過多の必要。

① 社会政策のためのリサーチでは、ある時点で決定がなされ、その時点でアクションがとられるが、後に入手可能な情報に基づいて決定もアクションも行えないという点。

決定やアクションはその時点で入手される情報に基づいていなくても、当面は問題にならない。社会科学情報のもっとも適切な利用を行うことができる制度構造は重要な問題ではあるが、ここでは考察の対象ではない。対照的に、学問の知識の増進はリサーチ結果に左右されたペースで進行する。かくして最初の原理は、政策リサーチにとって、アクションがとられねばならない時点で利用可能な部分情報は、その後の完璧な情報より優れている、というものである。

この原理のリサーチ設計についての含意は些細なものではない。それは社会的アクションの時間の順序 *time sequencing* にフィットしたりサーチの設計を意味する。それは社会調査を邪魔する多くの理由のために、最終結果が遅延することを予想して、様々な時点で部分的な結果を提供するリサーチの設計を意味する。それは最終段階の単一の完了したりサーチ結果よりも、政策決定を支援することができるリサーチ結果の着実な累積を意味する。

② タイミング原理と密接に関連するが、政策リサーチにおける情報過多の属性に由来する第2の原理は、リサーチ結果の価値は、よき理論からの導出や一致よりも、アクションにほぼ正しい先導を与える高い確率にある。一般原理はかくして次のように述べることができる。政策リサーチにとって、高い確実性を持ったほぼ正しい結果は、よりエレガントに導出されているものの、大きくは間違いである結果よりも貴重である。

この原理を例証するために、物理界から二つの事例を提示するつもりである。一つの事例は、ニュートン運動理論発展後の大砲弾道の推計を考える。弾道を推計する二つのやり方がある。一つはニュートン理論を使って、大砲の既知の発射速度と、標的までの距離の計算、既知の引力の常数に基づいて予想弾道を計算するものである。第二のものは、大砲を撃って、ボールが落下したところをみて、逸脱を補填するためにねらいを調整するものである。最初のもはエレガントな方法であるが、非常に間違いやすいものである。空気抵抗の影響、風の影響、発射体（大砲の弾丸）の形状の影響などについてその理論が遙かに洗練された徹底

的な知識がなされたときにのみ、計算が瞬時に達成されるときにのみ、このエレガントな方法はエレガントでない方法よりも優れている。しかし今でも、アーチェリーのユニットは、射た矢が標的に相対的に着地した位置を発射台に報告し必要な調整方向を指示する前方にいるオブザーバー *forward observers* を使用している。アーチェリーの多くのユニットは、彼らの制御装置によって実行される計算よりも彼らの前方にいるオブザーバーに依存している。

第二の事例は第一の事例といくつかの点で似ている。私は第二次世界大戦中ビルマで軽飛行機を飛ばした一人の同僚を持った。彼はそれからそこで使用する操縦方法を訓練する際にパイロットに教える仕事に復帰した。しかしながら、彼の方法は書物から学んだ方法を教えている米国の指導員に違反していた。指導員たちの方法は、指定された着陸地点に正確に到達するように設計された出発地点からの飛行計画の詳細についての計算を含むものであった。対照的に、彼の方法はその初期段階は正確な飛行計画には遙かに少ない注意しか払わず、目印一般の利用に集中し、指定された着陸地点に非常に広い近接であった。彼の手続きはパイロットを大まかに正しい地点に到達させることを意図していたが、彼が正しい地点にいるときには、彼自身が今いる正しくない場所から正しい着陸地点に行く方法を見つけることを意図していた。明らかになったと思うが、私のここでいいたいのは、私の一般原理のコンテキストでは、この方法の方がよいということであった。なぜか。それの方がどうしてよいかというと、非常にアドホックで、エレガントでない、近似的方法の使用によってパイロットを彼が行きたいところに着かせるし、たとえパイロットが初期にミスを犯しても、彼が行きたいところに到着する手段を与えるからである。もう一方の方法は、彼が行きたいところに正確にいくより大きなチャンスに彼に与えるが、大まかなマークによって目標を見落とししたり、リカバリーができないより大きなチャンスに彼に与える [*]。

[*] このパラグラフは1962年にはなく、1975年に載っていたものである。

この一般原理の社会科学への一つの適用は、それらが正しい場合には優れた結果をもたらすが、その仮定のいくつかが正しくない場合には、非常に不正確な洗練された技法よりもむしろ高い確率で良い結果をもたらすリサーチ設計とリサーチ手続きの使用を伴う。その仮定のいくつかが正しくない場合とは、測定エラーがあったり、サンプリングに偏りがあったり、いくつかの変数が見逃されたり、その他の欠陥データの頻繁な源が存在する場合である。分析の基礎として用いられるモデルは、比較的単純で部分的にしか充足されない仮定の下でも比較的外れないのである。

この一般原理の社会科学へのいま一つの適用は、複数のデータ源の利用と複数のデータ分

析方法の利用である。それは比較的独立して到達された結果をもたらす比較ができるものである。『教育機会の均等』報告書に若干の例がある。一つは、ある単一の学年について分析され引き出された因果推論を比較するために、学年間の違いを比較することによって、推論を行う試みである。今ひとつは、なされた推論の一貫性を検討するために合衆国の異なる地域間に使用することであった。さらに一つは、成績に関する学校特性のささやかな効果に関する一般的な推論を確認するために、学校間に見いだされる分散比率の学校の縦断的トレンドを考察する試みであった。上記のすべては手続きのなかに情報過多を導入したが、それは政策に指針を提供するのに重要なものであった。

③ 学術的なりサーチでは変数が2種しか含まれないが、政策リサーチに含まれる変数は3種類であること。学術的なりサーチでは、通常独立変数と従属変数であるが、政策リサーチでは、政策の結果（変数）があり、あるものは意図された結果であり、他のものは意図されざる結果である。いずれのものも等しく考察の候補である。政策変数、つまり政策コントロールにかけられ得る変数と、結果変数に導く因果構造の中にある役割を果たし、従って設計や分析ではコントロールされるが、政策コントロールにはかからない状況変数がある。学術的なりサーチでは、後二者は区別しがたく、どちらも単なる独立変数である。政策リサーチにとっては、政策の操縦にかかる政策変数とかがからない状況変数を別々に扱う必要がある。

この原理の含意は、政策変数と状況変数の統計上および設計上の役割の違いとリサーチで提起される問題の種類の違いを含んでいる。コントロール変数を測定したり考慮することは重要であるが、それらの結果に対する影響は興味を持たれない。提起される問いは、政策変数と状況変数を含むべきだが、政策変数が結果変数に及ぼす影響を深刻化させたり、ゆがめたりする場合を除く状況変数は含むべきでない。

この一般原理は直裁で自明に見えるかもしれない。しかし多くの政策リサーチに従事する研究者は彼らの仕事ではそのような区別をすることができず、彼らのクライアントに自分たちはアクションのための手がかりを何ら与えられていないので、利用できないと回答している。

このほかにテクニカルな含意もある。政策が実験的設計のいくつかの側面を持つ試行プログラムの中で行われるときには、状況変数の集合は何らかの仕方でプロテクトされる変数の集合である。たとえば、ランダム化、重要な状況変数によって階層化された試行プログラムのための標本の使用、政策変数が適用される個人、都市、その他の単位が自分のためのコントロールとして行動できるように、事前事後の測定の使用、他の設計戦略を通じてプロテクトされる。

これは、目下ランド研究所によって行われている健康保険の実験によって例証される(Newhouse 1972)。政策変数は、保険が手渡される前に患者が払う控除額(0から400ドルまで)と保健プランによる控除額を超えた費用分(60%~100%)である。状況変数には回答者の健康、彼のこれまでの保健のレベル、彼に利用可能な医療施設の種類と数が含まれる。この実験の設計では、サンプルはその個人を特徴づける一定の状況変数ごとにランダム化され、コミュニティを特徴づける他の状況変数で階層化されている。この分析では、控除額と保険が負担する費用分が患者の医療施設利用に及ぼす影響の推計の正確さを高めるためのみ、その状況変数が導入されることになる。

進行中の政策が評価され、政策変数の実験的な適用が全然可能でないとき、状況変数は統計分析では全く別の役割を果たす。たとえば、教育機会の平等に関する報告書を生んだU.S.Office of Educational Researchでは、児童の家族的背景は状況変数であった(Coleman et al.1966)。その報告書で広く使用された回帰分析では、これらの変数は常に統計上のコントロールとして用いられた。我々がそこで用いた戦略は、これらの変数をできる限り多く含むこと、学校因子と教育結果の関係を考察する前に、学校因子に由来しない児童の個人差をできるだけ十分に修正しようと試みた。対照的に、学校因子はその影響の多様な推計を手に入れるために、個別でも一緒に分析に取り入れられた。そのような変数が単独で取り入れられたときの推計は非常に大きすぎる傾向があるが、それは方程式に含まれないいくつかの他の効果的な学校因子と相関することに由来する。逆にそのような学校因子が他のすべてと一緒に取り入れられたときの推計は非常に小さすぎる傾向があるが、それは、測定エラーの存在を所与とすれば、その明らかな影響を減じる方程式の他の影響力のない変数と相関することに由来する。

しかし両ケースにおいて、生徒の背景変数の存在は、それらと相関する学校変数が見せかけの高い効果を示すことを阻止する。その分析プランは背景変数や学校変数の相対的效果にはふさわしいものではないが、異なった学校変数の相対的效果の研究にはふさわしいものである。背景変数は状況変数であるが、政策変数であるのは学校変数であるから、これはそうされるべきである。

この事例は、結果変数、政策変数、状況変数の区分は個々の政策問題に特有のものであることを明確にするはずである。両ケースで研究される政策問題が別々であるから、ある考察における状況変数は、別の考察における政策変数となることがある。

④ リサーチの利用者や消費者が社会学者というより、社会政策に関与する者とか社会科学の素人であるということ。一般的原理は次のように述べられる。

政策リサーチにとって、究極的な製品は、文献による既存の知識に対する貢献でなく、リサーチ結果によって修正される社会政策である。

この原理の主要な含意は、政策リサーチが社会的な学習プロセスの第一ステージであるというものである。もしリサーチ結果がアクションに影響を与えようと思うならば、それらはアクションに依存する人々によって消化されねばならない。これを保証するもっとも実効性のある方法は、リサーチ活動の間に様々の時点で手に入る部分的な調査結果である。私は政策に責任のあるクライアントが消化できない研究助成リサーチ報告書を提示された多くのケースを知っている。大体において研究者に責任があるそのような消化不良は、報告書の表紙と裏表紙の間の中身の実質の品質がどうであれ、そのリサーチは失敗であることを意味する。

悔しいながら、私はそのような失敗の罪を犯したことを告白しなければならない。たぶんもっとも重大な過ちをしたのは、ニューヨーク市の選挙と国会議員の選挙の選挙のプロジェクションと分析を与えるために設計された1962年の選挙時に行われたNew York Timesのための調査であった。選挙の夜、我々のシステムは完璧であった。我々は優れたプロジェクションと分析を与えた。選挙結果のプロジェクションとテレビやラジオで優勢な方の規模、様々な母集団の投票行動の分析。それらは後で正確であることがわかった。選挙後、我々は洗練されたプロジェクションと分析技法と結果の一部を述べたペーパーを発表した(Coleman, Heau, Peabody & Rigsby 1964)。しかし、選挙の夜、その結果を使用したいと思ったTimesの政治レポーターは一人もいなかった。というのは、試験操業(トライアル・ラン)では精密なシステムは働かず、我々は部分的な結果や近似の結果を与えてくれる単純なシステムを持たなかったため、報道陣は彼らが選挙の夜に向き合った素材を利用する経験をもてなかったためであった。

⑤ リサーチの開始に関する原理。政策リサーチにとって、リサーチ問題はアカデミックな学問の外から入ってくる、従ってリサーチ問題は、意味を失うことがないように、政策の現実世界からクライアントの概念世界から注意深く変換されねばならない。

学術リサーチの開始では、主要な出発点は、これまでのリサーチや理論によって提起された学問的な問題(intellectual problem)である。この学問的な問題の解決は、その学問の知識の増進を引き起こすであろう。対照的に、政策リサーチはその学問の外で定式化された問題から始める。一般原理は次のように述べることができよう。

いくつかのケースではやっかいはほとんどない。政策的介入自体の性質のために問題が明確だからである。しかし他のケースでは、そうではない。前者の一例として、ヘッドスター

トのインパクト研究がその中心問題としてヘッドスタートの効果（そのプログラムに参加した児童への様々な次元での効果や長期的な効果、短期的な効果）を取り上げた時に明白である。いずれかのタイプの変化（健康、読みの容易さ、態度、学校制度への心構え）が考察されるべきように、詳細では多々問題があった。しかし、このケースでは、それと似た他のケース同様、政策介入の性質は問題を直裁な仕方では指し示している。

後者の事例、つまり政策の介入がリサーチ問題を直接に示さないケースは、OEO が開始の計画を立てたいくつかの都市でのバウチャー実験 a voucher experiment である。このケースでは政策の介入は、教育システムの全体構造を根底から変えるものである。従って主要な政策結果を取り上げるならば、バウチャープランへの参加が児童の学業成績に及ぼす影響はきわめて不適切なものであった。これはバウチャーがもたらした多くの影響のほんの一つにすぎない。他の影響に、既存の公立学校システムへの影響、新しい私立学校を生み出した影響、教師の供給への影響、人種、宗教、その他の学校システムの隔離の度合いの影響、異なる学校間のカリキュラム内容の範囲への影響があった。介入自体は何ら単純で直裁な仕方ではこれらの影響のどれが研究されるべきかを指し示さない。さらに知らねばならないのは、政策形成者の見地から見てどの問いが問題をはらんでいるか、どの問いが所与の試行プログラムで回答されうるかである。たとえば、教育バウチャーの付いた三年間の試行プログラムでは、新しい学校を作り出すクーポンの能力に関しては、ほとんど学習されなかった傾向が見られる。というのは、三年間操業する学校を開設することは、無期限に操業する学校を開設することとは非常に異なった営為であるから。従って、政策形成者はこの問いに答えることを望んだが、彼はそのような試行的なプログラムからよい答えを得ることは期待できなかった。

意味を失うことなく実在世界からリサーチ設計に変換するという第5の原理は、特に複雑なやり方だが『教育の機会均等』（Coleman et al. 1966）に導いた研究によって例証される。このリサーチは1964年の公民権法第402条の短い準備の結果として解釈された。

公民権法第402条 本委員会は、人種・肌の色・宗教・国籍の理由で、合衆国とコロンビア区のあらゆる水準で、個人の均等な教育機会の利用の欠如に関してこの法律の施行の2年以内に、調査を行い、大統領と議会に報告するものとする。

教育委員会へのこの指図は、問題の定式化に出発点を与えたにすぎない。その語はいくつかのことのいずれをも意味し得たし、最初のリサーチ課題は、その指図を課した人物（議員）とそのリサーチ結果に関心を持つことができたであろう人々にその語が何を意味したかの考

察であった。調査のスタッフにとって、これは冒頭で二つのことが必要なことを意味した。議会の意思に気づくことと教育機会の不平等を味わっている様々な団体の利害に気づくこと。最初に驚いた結果は、議会の意思が402条のはじめに盛り込まれていたものが法案の最後の文章に移行したことであった。当初はこの条項はその発議に責任を負う法務省が主たる関心を示していて、少しも政策リサーチの事柄ではなかったのである。その代わり、法務省による訴追が可能となるように、学校システムの側の意図的な差別行為を発見するようにもくろまれていた。公民権法が議会で審議が進むにつれて、法務省はこの条項に対する関心のすべてを失った。上院議員の幾人かによって取り上げられ、政策リサーチの問いに変換されなかったならば、この法案はボツになっていたことであろう。議会の意思は、教育機会の不平等を発見し、不平等を減じることを意図した今後の政策の基礎としての不平等の源泉を発見することにあったことが我々の考察から明白になった*。

* 皮肉なねじれによって、報告書の結果は、議会、政府のエグゼクティブ・ブランチ、ローカルな教育委員会によってよりも、学校の人種隔離の事例を訴追する法廷によって使用されることが多かったのは奇妙であった。

これは「教育機会の不平等によって何が意味されるか」というやっかいな概念的問いを残すこととなった。議員の言明を点検すると議員によってその語の意味するのが異なっていることが明らかになった。利害集団（黒人の公民権団体、宗教団体、プエルトリコ系移民のようなエスニックの利害集団）のメンバーに相談することは、そのタームによって意味される事柄の範囲を狭めるものではなく、「教育機会の不平等」の単一の一般的に受け入れられた意味への収斂はみられなかった。最後にこの語の意味の歴史的な変遷の考察は、いくつかの異なった意味を伴う、比較的受け身的なサービスの提供を超えてコミュニティが受けもつ責任の増大を伴う進化を示した*。しかし歴史的変遷の考察は修正が登場するのでそれ以前の概念を無視していることを明らかにしない。むしろ母集団のセグメントが異なると意味も異なるので、「教育機会の不平等」に複数の意味が存在するようになってきている。明らかになったのは、この調査が社会と調査を行うように指図した社会の代表に責任を負うならば、多数の多様な概念を必然的に考察しなければならないということであった。リサーチの設計段階では、概念の多様性を述べ、調査がどのように進むかを指摘する内部スタッフの覚え書きが書かれていた。覚え書きの一部を以下に再掲する。

* この概念の歴史的な変遷の若干は次で行った (Coleman 1968)。

〔調査が意志的な差別を捜し出すためでなく、権限を持つ人物の意思に顧慮する

ことなく、教育（機会）の不平等を確定することにあると受け取られている議会の意思を発見すること〕に次いで二番目に重要な見解は、最初の見解、不平等の定義から導かれる。

第1のタイプの不平等は、生徒一人あたりの支出、校庭、図書、教師の質、その他同様の量のように、コミュニティが学校に対するインプットの違いの観点から定義される。

第2のタイプの不平等は、隔離された学校運営は内在的に不平等であるという最高裁の判決に従って、学校の人種構成から定義される。第1のタイプの定義では、隔離による不平等の問題は存在しないが、第2のタイプの定義ではシステム内の学校が異なる人種構成を持つ限り、学校システム内に教育の不平等が存在する。

第3のタイプの不平等は、コミュニティの学校に対するインプットという直接に追跡できる因子だけでなく、学校の様々な無形の特性も含めるものである。教師の士気、生徒に対する教師の期待水準、生徒たちの学習に対する関心の水準、その他。これらの要因のいずれも学校内の所与の生徒に対する学校のインパクトに影響を与えている。しかし、そのような定義はどこで止めるべきか何ら示唆を与えないし、これらの要因が学校の質にどのように関連しているか何ら示唆を与えない。

第4のタイプの不平等は、等しい背景と能力を持つ諸個人にとっての学校の影響の観点から定義される。この定義では、教育機会の平等とは個人の同じインプットを所与とした場合の結果の平等である。そのような平等の定義をとれば、不平等は、学校のインプットの違い、人種構成の違い、上に述べたもっと有形なものから到来する。

そのような定義は不平等の確定の際に二つのステップがとられることを要求するであろう。第一に、これらの様々な因子が教育結果（きわめて広くとれば、成績だけでなく、学習態度や自己イメージ、その他）に及ぼす影響を確定する必要がある。これは生徒に対する学校の影響の観点から、学校の質の様々な尺度を提供する。第二に、これらの質の尺度がいったん確定されればそれを採用し、黒人（や他のエスニック集団）と白人が高品質の学校と低品質の学校に所属させられている分岐を確定する必要がある。

第5のタイプの不平等は、不平等な背景と能力を持つ諸個人にとっての学校の影響の観点から定義される。この定義では、教育機会の平等とは個人の異なるインプットを所与とした場合の結果の平等である。ここでの不平等のもっともわかりやすい例は英語以外の言語が話される世帯出身の児童であろう。もう一つの事例は、概念を器用に操ることに関係する、口頭表現が貧弱で経験不足の世帯出身の児童であろう。そのような極端な定義は、勉学の結果（成績と態度）がドミナントな集団と人種、宗教のマイノリティ

が同一であるときにのみ到達されるものである (Coleman 1968 : 16-17)。

この一連の意味からサーベスタッフによって定義された問題は、その覚え書きの別の箇所に書かれている。

かくして、研究は第4の定義にその主要な努力に焦点を置くが、他のすべての可能な定義に関する情報も提供することになろう。これは不平等の定義に関して必要な多元性を保証する。この焦点限定を正当化する主要なものは、教育の効果を向上させる政策にもっともうまく変換されうる点である。最初の二つのアプローチの結果（学校への有形のインプット、隔離）は確かに政策に変換されうるが、これらの政策が教育の効果を向上させるであろうという十分な証拠がない。第5の定義を実行に移す政策は確かに教育の効果を向上させるであろうが、そのような政策を指図する情報を提供することをその研究に期待することは無理のように思われる。

政策形成のためにどれが平等を構成するかを定義することは、我々の役割でないことが明白になってきた。そのよう定義は多様な利害の錯綜の結果であろうが、確かにこれらの利害が異なる時々で定義も異なることになろう。この時点でリーズナブルに見える多様なやり方で定義された不平等の状態に照射するのが我々の役割であるはずである (Coleman 1968 : 17)。

上記の引用文の最後のパラグラフは、リサーチ問題を定式化する際の政策リサーチャーの適切な任務をうまく表現している。彼の任務は、社会の諸利害を感覚鋭く正確に変換し、リサーチ問題のフレーム化そのものが目先の利益に囚われて、あるいは意図的に、社会のあるセグメントに有利に、あるいは自分自身のイデオロギーを増進することがないようにすることである。『教育の機会均等』に確かに妥当するように、リサーチ結果はある社会的利害を非常に強めることがあり得る。しかし、その設計は、彼らの利害がそのすぐ近くのクライアントや彼自身の価値に一致しようがすまいが、任意の利害当事者に益する結果の可能性を許容するようなものであるに違いない。

リサーチ問題の変換に関するこの第5の原理は、リサーチ結果の報告に関わる第1、2の原理に類比される。ここでの重要な点は、政策リサーチが二つの変換アクト（実在と政策の世界から科学の世界に問題を変換することと、リサーチ結果を実在と政策の世界に変換すること）を伴う点である。どちらかの変換に問題があると、問題と結果の仲立ちをする最良のリサーチ活動であっても補修することは無理である。学術リサーチのための方法論は、その

リサーチが学術的な言説内で稼働するので、これらの変換の問題に取り組む必要はない。その間を行きつ戻りつするのは、二つの世界の間でなく一つの世界である。対照的に、政策リサーチのための方法論は、これらの二つの世界を明確に認識し、各方向での変換問題に対処する技法を開発しなければならない。

政策問題をリサーチ設計に変換する際の不一致は、二人の経済学者 Eric Hanushek & John Kain (1972)* による『教育の機会均等』への批判によってうまく例証される。そこでは彼らは、この研究（『教育の機会均等』）が教育機会の平等の上記の5つの定義のすべてを研究しようとしている点で深刻な過ちを犯していると述べている。この研究が「学校のインプットの学業成績への影響という難解な問いに取り組む以前に、必要最小限のものとしてインプットの細心の研究を行うべきであった」と彼らは述べている。

調査が定義実行されるにつれて、3つの目的に仕えることが意図された。

- * 初等中等学校の6つの異なる人種、エスニック集団にとっての資源インプットの正確な記述を与えること。
- * 初等学校の3つの学年（1, 3, 6年）中等学校の2つの学年（9, 12年）の上記の集団の各々の成績水準の正確な記述を与えること。
- * 様々なインプットが成績に与える影響の分析の基礎を与えること。

教育機会の上記の5つの定義の用語を使うと、多様なインプットにウェイトを与えるために、影響の尺度は4と5の定義にとって必要である。それにより、機会の実質的な不平等が査定でき、そして教育機会をもたらすのに効果を持つ、あるいはその不平等な分布によって、機会の不平等を維持するのに効果を持つ、インプット資源に焦点を絞ることが可能となる。

Hanushek & Kain が指摘するように、上の3つの目的の各々で標本設計の要件と測定の種類が異なる。第1の目的では、報告書が行ったように、報告が究極的に学校資源への平均的な生徒のアクセス度の観点からなされうとしても、標本のばらつきは学校の水準でみられる。他方、第2, 3の目的はそのような研究の射程内に含まれる学校数を実質的に縮小しながら、生徒の測定を必要とする。第3の目的（インプットとアウトプットの関係の分析）は第2の目的とは異なる設計要件を課す。というのは、関係の分析は母集団特性の記述に比べて、標本エラーにはさほど注意を払わず、独立変数の変異の範囲により注意を払う点で母集団特性の記述とは異なる標本設計を課すからである。Hanushek & Kain はこの調査はあまりに多くのことを試みすぎていると述べている。これらの事柄の3つすべてを試みることによって、最小限の要件である第1の要件をこなすことに失敗している。

Hanushek & Kain によって提案されている代替肢は、最小限必要なタスクをうまく行うことであった。つまり黒人と白人が通学する学校のインプット資源を注意深く測定し、黒人がスクーリングで味わっている差別の程度と種類が実は何であるかを明らかにすること。

しかしながら、彼らが提案するシンプルで直裁なアプローチの欠点は、もっとも深刻な欠陥となる可能性がある。教育機会の不平等の定義の一つ、つまりインプットの平等に注意を絞ることによって、その定義を暗黙のうちに受け入れ補強することになる。対照的に、私たちの研究の主要な長所は、その定義を受け入れずに、拒絶することによって、政策の注意をインプットの比較という従来からの注目からアウトプットへの注目と、アウトプットの変化を引き起こすことへのインプットの効果への注目にシフトさせるというインパクトを持った。

注意の焦点をシフトさせるというこの研究の効果は実際は起こらなかった。それはこの研究が効果の検討を伴う教育機会の定義に選択的な力点を与えたためであった。報告書の 1 章の 1 節だけがそれに当てられた。この研究は定義の 5 つすべてに関連する証拠を提示した。学校の質の比較のための基礎として従来働いてきたインプットの比較だけでなく、アウトプットと関連する問題、インプットのアウトプットへの影響に関連する問題にその注目を集中したのはオーディエンスであった。私が上で述べたように、注目のこのシフトをこの研究の政策に対する最も重要なインパクトと思っている。それはこれまで誰も問いかけなかった疑問、つまり事実の欠如のために未熟にしか答えられてきていない疑問を提起した。この研究が Hanushek & Kain が提案した代替アプローチをとっていたら、事実の欠如のために、その問いは相変わらず未熟にしか答えられなかったであろう。この研究は、その細心の正確さ、不平等の測定、政策形成者がこれら無関係な不平等を放擲するために忙しく働いてきたために見過ごされてきたその無関係性が褒め称えられてきたのである。

⑥ 政策リサーチにとって、利害の対立と競合の存在は、リサーチと政策の時間的カップリングと相まって、様々の利害当事者の協賛の下で、複数のリサーチ集団に委託されることとか、敵対過程を利用しての調査結果の独自のレビューのような、特別の矯正的工夫を要求する。

この原理の理由は、政策リサーチのフレームは学術リサーチに存在する自己矯正的手続きを許さないという認識である。学術リサーチでは、ある研究者の結果はその学問の注意深い吟味にかけられ、他の研究者はある研究者が間違っていることを証明しようとつとめることに関心を持つからである。たとえば、研究者は他の研究者のリサーチの再現を実行しようと試みる。もし彼らとその結果が再現できない場合には、彼らは注目を浴びる。これは科学にとっての主要な自己矯正的工夫であるビルトインされた敵対的ないし競争的構造を構成して

いる。しかし、そのような弁証のような連続的なステップは政策リサーチには存在しない*。リサーチの世界は政策の世界とリアルタイムでつながっているので、いかなる競争的構造(敵対的構造、自己矯正の工夫)も同時に行われねばならない。このつながりを所与とすれば、連続的に起こる学術リサーチの競争的で自己矯正的な構造にあやかる唯一の方法は、同一の問題を研究するために政策リサーチを複数に委託することである。その手続きが欠けると、科学的な学問で起こっている知識の洗練の最も重要な要素の一つが見過ごされるのである[*]。

* この方向のいくつかのステップは、Moreland 1971 を参照されたい。

[*] 序文からここまで(第6原理)は1975年に再録

⑦ リサーチにおける価値の役割 政策リサーチにおいて価値が果たすべき役割には多くの混同が見られる。その混同は、政策リサーチのための明確な哲学的基礎の欠如に由来する。

価値は別のアクションの通路でなく、追求されるあるアクションの通路を知りたいという願望を伴う。価値はアクション世界の要素であり、さまざまな人々にある特定の通路に向けてアクションに影響力を行使しようと試みさせる。学問の世界にも一定の価値が当然存在するが、特別の種類価値である。これらの価値は科学的考察が基礎をおく価値である。それは客観性ないし間主観性の価値で、その価値を保持するもの全員によって一般的な同意がなされるものとして定義された科学的な知識である。それは、その発見の帰結がどんなものであれ発見することが企図された冷静な探求の価値である。適切な手段によって発見することができる何らかの基底にある秩序が存在するという公準である。

学術リサーチは、すべて学問の世界のなかに位置し、この後者の価値の集合に従う。政策リサーチは、一部は学問の世界に、一部はアクションの世界に位置する。したがって、政策リサーチは、この二つの価値集合に従う。しかしながら、各々の価値集合は政策リサーチのある段階で適用されるので、いつの時点でも、これらの二つの価値集合の間に対立が存在する。政策リサーチ問題はアクションの世界で定式化され、したがってアクション世界の一部である価値に従う。政策リサーチ結果はアクションの世界に戻され、ふたたびその世界の一部である価値にしたがう。しかしながら、政策リサーチの実行は、学問の世界の内部に位置し、その領域の価値に従う。かくして第7の原理は、次のように述べることができる。科学的方法の聖典、これらの聖典によって含意される価値は、政策リサーチの実行を支配する。アクションの世界の価値は政策リサーチ問題の定式化を支配し、政策リサーチ結果のアクションの世界への変換は、条件に左右されどちらかの価値集合にしたがう。

この原理は政策リサーチの実行に指針しか与えない。というのは、そこには特定化され、

変異しない価値だけしか存在しないから。アクションの世界には、多くの価値が存在する。つまり、研究者の価値、政策リサーチを委託する当事者の価値、政策リサーチによって導かれるアクションによって潜在的に影響を受けるさまざまな当事者の価値である。したがって、政策リサーチの問題の定式化、政策リサーチの結果をアクションの世界に変換するのを支配するのは、アクション世界のどの価値かを指示するためにのさらにいくつかの原理が必要である。

しかしながら、そのような原理を定式化するためには、アクション世界にいる当事者によって政策リサーチ活動全体のどの側面がコントロールされ、どの側面が研究者によってコントロールされるのかの認識がまず必要である。政策リサーチの問題はその世界のイベントの進行によって生成され、アクションの世界にいる当事者のコントロール下におかれるべきである*。政策リサーチの問題を研究することを認めることは、研究者の手にある。代わりに、所与の学問の専門的団体は、一組の倫理基準を通して受け入れるための条件を要求する。どちらのケースでも、政策リサーチの問題を研究することを認めることは、個人研究者であれ、専門的団体であれ、学問の内部にある。

* 合衆国（ならびに英国）における政策リサーチの欠陥の一つは、学問の世界にいる人物に問題定式化の制御を付与する点にある。NIH, NIMH, U.S. office of Education のような研究資金給付の政府機関は、問題の定式化を研究者の手に委ね、是認、否認のみをアクション機関の手に残す手続きを持っている。これは、機関自体が政策にほとんどコントロールを持たず、政策に指針を与えるために調査を開始することがないということの現れである。リサーチが政策にしばしば関連がない、とりサーチを委託した機関の役人がしばしば漏らす不平は驚くことはない。そのような機関は、問題の定式化を研究者に委ねることによって、公共財に関連がない目的のために、公的な資金が割かれていると非難される。リサーチ問題の定式化がアクションの世界でなく学問の世界で行われるので、そのリサーチはもはや政策的リサーチとして描くことはできない。したがって、合衆国における応用問題に関する多くのリサーチは、実は政策的リサーチではない。なぜなら、それは政策的問題が不在のところで研究者によって定式化されているからである。残念なことに、それは学問に寄与するようにうまく設計されていない、したがってどちらの世界にもほとんど役立たない。その理由は、研究者の買収されやすさのためではなく、政策リサーチのためのリサーチ資金が政策にほとんどコントロールを持たない機関の手に握られているためである。合衆国における大半の教育政策に対する U.S. office of Education のように、機関が政策にほとんどコントロールを持たない場合、政策リサーチ資金の正しい使用は、教育政策に正当なコントロールを持つ当事者にそれらのコントロールを委ねる使用である。この点から、U.S. office of Education によって行われる最も適切な政策リサーチ資金給付は、郡や州の教育システムの役人によってなされる委員会によって支配された、そのシステムに利害のあるリサーチを実施するように明確に委任された the Regional Laboratories のそれである。しかしながら、多くの他の可能性も想像できる。例えば、学童の親からなる団体のような、他の利害当事者にリサーチ資金のコントロールを付与するものもそうである。

かくして、学術リサーチ問題とは違って、政策リサーチ問題は学問の外部で定式化される。リサーチ問題を受け入れるかどうかの決定だけが学問の内部にある。研究者はリサーチ問題を定式化する際には、紛れもなくテクニカルな助言者であるが、ただそれだけである。英国

政府の中央政策レビュー・スタッフの長、Rothchild 卿は、問題の源泉が位置すべきところを非常に明確に述べている。

リサーチ・ワーカーは援助することができ、すべきであるが目的を定式化すべきではない。リサーチ・ワーカーは、目的がその実現のためにリサーチを必要とすることを決定すべきでない。リサーチ・ワーカーは、リサーチが必要であると仮定してリサーチがなされるべきであると決定すべきでない。リサーチ・ワーカーは、そうすることが彼にとってどんなに好ましくとも、流れの渦中の目的を変更すべきではない (Rothchild 1971)。

英国における政府の研究開発 (R & D) に関するある報告書のなかで、Rothchild 卿は、私の議論と一致する次のような見解を述べている。

- 1) 基礎リサーチと応用リサーチは別のもので区別できる。
- 2) 応用研究開発 (R & D) は顧客／契約者にもとづいてなされる。顧客 (政府の省庁) は別の契約者 (調査実験室, 大学学部) に調査を委託する。契約者によって助言されるけれども、顧客は目的を設定し、契約者が仕事をする調査の期間 (期限) を設定する。
- 3) 適切な政府省庁は MRC (医療調査審議会), NERC (全国環境調査審議会), ARC (農業調査審議会) によっていまなされている応用リサーチの仕事に研究資金を給付するはずである。

かくして、政策リサーチ問題の定式化を支配する価値は、アクション世界の利害当事者の一人もしくは複数の価値であるし、あるはずである。その受容を支配する価値は研究者の個人的な価値、もしくは研究団体の倫理綱領に体现された価値である。

後続の段階、つまりアクションの世界に戻る段階の価値は、この受容の状態によって支配される。例えば、リサーチ問題を定式化するアクション世界の人 (クライアント) とリサーチ問題を実施する学問の世界の人 (研究者) の間で係争になる最も頻繁な状態の一つは、結果の公表のことである。アクション世界の利害当事者としてのクライアントは、リサーチ結果へのアクセスは彼自身に限定したが、研究者は次の3つの理由から公表したが、結果が一般で入手できる限りでのみ、その調査がその学問での個人的な承認を獲得することができる。学術的な調査を支配する価値は調査結果の公表を要求する。研究者は、調査結果がクライアント以外の利害当事者に入手可能である場合に、アクションの世界にインパクトを持つ傾向が強い。最後の点だけを考察するならば、研究者は調査結果がクライアントの利害に

有利でない場合には、その調査結果を他の利害当事者から留保することがクライアントの利益となることを知っているからである。

政策リサーチ結果がアクション世界のクライアントの利害に有利でないためにクライアントによって圧殺される例は数多い。一例は、1966年のHEW省による『教育機会の均等』の出版において起こった*。HEW省の二つの主要な利害集団がこの報告書の出版を自分たちの利害に不利とみなした。第一のものは公教育政策、とくに学校施設にアメリカ教育史上初めて連邦政府の資金を給付する初等中等教育法政策に連なる人々であった。報告書は、学校施設が生徒の学業成績と総じて無関係であることを明らかにした。これはその立法を通過させるために用いられた議論のいくつかを浸食し、類似の立法の今後の発展を脅かすもののように見えた。第二のグループはHEW省内の公民権擁護派であった。彼らは、黒人が通学する学校と白人が通学する学校のあいだで、学校の管理者によって学校に投入される教育資源には比較的小さな違いがあるという結果におびえていた。彼らの試みは、サマリーではいくらか功を奏したが、報告書の大半では、この結果を曖昧にすることには成功をおさめなかった。

* この例の広範な考察に関しては Gerald Grant (1970) を参照。

上記の利害の合流は、HEW省に報告書のインパクトを削減しようと試みさせた。注目を惹くことが意図されていなかった時点でHEW省での新聞のインタビューで公にされたが、インタビューの一般的なトーンは、特に目新しいものは何もないということを語るものであった。それはパトリック・モイニハンによって彼に渡された私（コールマン）の論文の校正を読んだ上院議員リビコフが、報告書の中身に関する上院の宣誓書で、HEW省の派閥と教育コミッショナーに挑戦するまでは比較的平穏であった。この出来事が報告書を公にしたが、その後のほぼ一年間は、ごくわずかの初刷りのあとは印刷されず、政府の印刷局からの入手はほとんどできなかった。報告書の結果が広く一般大衆に伝わったのは、この報告書を発行した政府機関、HEW省がそれに非常に注目しているということをマス・メディアが報じたあとであった。

アクションの世界に誕生し、その世界の価値によって支配され、学問の世界で実施され、その世界の価値によって支配され、再びアクションの世界に連れ戻されるという政策リサーチの連続する段階は、政策リサーチの8番目の原理を意味する。

⑧ 調査結果がアクションの世界に変換されることとその頒布を支配する価値は、政策リサーチ問題の受容の状態によって決定される。この伝達は大半が学問の研究者によってコン

トロールされ、その価値によって支配されるか、あるいは大半がリサーチ問題を定式化するクライアントによってコントロールされ、そのアクションの利害当事者の価値によって支配される。基本的な係争点は、通常は、学問の価値に従い、リサーチ結果を出版頒布するか、クライアントの価値に従い、頒布に制限を課すかである。どちらかの当事者によって常にコントロールされるべき、それは常にオープンに頒布されるべきという一般的な言明は一切存在しない。学問はそのような原理を倫理綱領に謳おうとするが、それはその学問の価値の言い直しに過ぎない。これらがリサーチ結果の配布をコントロールするクライアントの利害を圧倒すべきかどうかは、クライアントと研究者の間の交渉を通じて、ケースごとに改めて答えられねばならない。その帰趨は少なくとも部分的には、自らの価値を相手方に承認させることができる度合いにかかっている。極端な例を取り上げよう。第二次世界大戦の間、戦時情報局において、研究者はこれらの宣伝放送がドイツのものかどうかを、ドイツの宣伝放送と概念フレーズの相関を通じて確定するためにラジオ放送の内容分析を行った。そのケースでは、研究者はその目的に同意したために、合衆国政府内の閉鎖的なコミュニケーションの条件下でリサーチを進んで行った。

⑨ 政策リサーチが公刊されることなく利害当事者に戻されると、このリサーチ結果は彼の利害に益しないと、通常は実行に移されないし、他の利害関係者に公にされることもない。閉鎖されたコミュニケーション下では政策のためにリサーチ結果が使用されることは、結果がとる方向に左右されるであろう。リサーチ結果の利用がその頒布をコントロールする当事者の利害に反するために、できるだけ迅速に隠されるであろう。

かくして、リサーチ結果が利害の対立が存在するアクションの世界に再び入るとのこと、結果の内容が対立する一方に益し、他方に害することを認識する必要がある。公刊されたときにのみ、結果の内容と比較的独立にアクションの世界で使用される見込みがある。

そのような対立する利害の二つの特別なケースが存在する。政府と企業という違いはあるがどちらも官僚制的組織によって委託された調査である。第一のケースは、組織のパーツ間に対立が存在する状況である。そのような状況では、調査は自分の立場に有利な結果を手に入れることを期待して一方の当事者によって委託されるか、対立を調整する一つの方法として両当事者によって委託される。特に前者の条件下では、その組織内のすべての利害当事者に公開する事前の取り決めがないときには、リサーチ結果は部署のファイルキャビネットに埋もれるであろう。一例として、新薬の採用を研究するあるリサーチプロジェクトは、製薬会社のリサーチ部署によって委託された。この製薬会社は、合衆国内のすべての倫理的な薬剤の製造業者と同様に、三つの主要な広告媒体を利用して、医師の元を訪れ、新製品を

議論し、その用法のいくつかの側面を議論する薬学の訓練を積んだ「詳しい人間」。他の二つは、雑誌広告、ダイレクト・メール広告である。この調査結果は、薬の採択に関わる社会過程のゆえに、ダイレクト・メールが比較的生産的でないことが明らかになった（see Coleman/Katz/Menzel 1966）。特にダイレクト・メールに多くの関心を払った医師たちはコミュニティ内で下層の医師たちだけであった。彼らは自分たちより威信の高い医師たちがすでに新薬を使用するまでそれを待った。

この調査は、閉鎖的なコミュニケーション条件下で、ダイレクト・メール広告にのみ責任のある企業の部署によって委託された場合には、調査結果がその部署によって隠されることを知るのは容易である。たとえ、それが閉鎖的なコミュニケーション条件下で、全体として広告部署に報告が戻されても、その部署の利害のバランスが企業の上層部からの調査結果の抑圧に導くことがある。というのは、その部署が他の外部の脅威にさらされていない限り、既存の秩序の維持に向かう圧力が存在する傾向があるからである。

かくして、利害の対立とコミュニケーションの開放性を伴う第一のケースは、組織内部の対立のケースで、ある利害に有利な調査結果と既存の均衡維持の間の対立である。

第二のケースは、組織とクライアント関係を考察するリサーチである。組織のクライアントの利害と結びついた組織内の当事者によって委託されたような調査結果は、しばしばクライアントの利害がうまく奉仕されないことを証明する*。したがって、これらの調査結果について閉鎖的なコミュニケーションを持つことか、調査結果をできる限り身近に限定することがしばしば組織の利益となる**。

* クライアントの利益がしばしばうまく奉仕されない理由は、この議論にとっては偶発的なものであるが、組織されない大衆であるクライアントと組織の権力の開きにあるように思われる。

** 全国の保障問題に関与する政府部署の間では、その利害が自分の部署と対立する部署によってみられないために、文書のセキュリティ分類を使用することが広範に見られる。軍では政府の他の手から文書を保護するためにセキュリティ分類が用いられることがしばしば指摘される。国のセキュリティを守るよりも部署のセキュリティを守ることに利害がある。そのような傾向があるために、ある種の文書の縮小された分類と自動的な分類の手続きを設けることが連邦政府においては定期的に必要である。

政府機関とそのクライアントを伴う上記の多くの事例が存在する。これらのクライアントは、自分たちの選好をそのなかで表明する競争市場を持たない。したがって、彼らは組織の行動をコントロールする簡単な手段を持たない場合、しばしば不利益に奉仕される。先に論じた『教育の機会均等』の例は、HEW 省が、ある既存の教育政策に疑問を投じた報告書の結果が議会やマス・メディアのなかで取り上げられるまで、比較的アクセスできないようにしていた、というものであった。認知的スキルを教える点が比較的非効率であったウェス

テングハウス学習コーポレーションによって始められたヘッドスタートプロジェクトの評価 (Cicarelli et.al. 1969) は、もう一つの例である。この報告書もまたマス・メディアで報じられるまで、HEW 省によってアクセスできないようにされていた。コピー（複製本）は手に入れるのが困難で、政府の印刷局によっては決して広く頒布されることはなかった。

第三の例が最近スウェーデンで起こった。労働党によって握られた政府は、多数の生活領域でスウェーデン国民全体の福祉について広範な研究を行った。調査は多数の報告書を生んだ。各々は、健康、栄養、所得、労働状態、余暇のような個人資源、家族資源の所与の領域をカバーしていた。報告書はこれまで一般的に気づかれてきたよりもはるかに多数の人が低資源（健康、栄養、所得等の貧弱）にあることを明らかにした。政府は報告書を受け取ったが、それらにほとんど注意を払わなかった。しかしのちになって、スウェーデンの新聞は報告書の結果の多くを提示し、それは民衆の強い反発を呼び、ある政府部署に変化を余儀なくさせ、調査結果によって提起された問題に政府の重大な注目を導いた*。

* このケースでは、報告書の著者が、調査の実施の際に、（調査結果にバイアスをもたらす）勧告者としての役割から自らを解放していたかどうかという重大な疑問点がある。例えば、ミスリーディングである報告書に導く、一般的な定義は時々用いられないことがある。一つの特別な例として、平均労働時間が週に 44 時間と報告されるとき、これには通勤時間が含まれている。かくして、報告書の読者は他国のデータ、スウェーデンの過去のデータと比較ができない。調査実施に紛れ込むこの勧告の可能性は、政策リサーチの価値ならびに社会のための基調の自己矯正の工夫への発展にとって重大な危険をはらむものである。そのような作品は、真実ではなく王が聞きたがっていることを語る王の廷臣になぞらえられる。

⑩ **勧告者と研究者に関する原理** 政策リサーチを行う人間はアクションの世界にも暮らしており、もちろん学問の世界からも価値を持つが、アクションの世界からもある価値を持っている。したがって、同一の人物に二つの当事者（アクションの世界の利害当事者と学問の価値を重視する研究者）が体现される。前者は個人的価値と呼ばれ、後者は学術的な価値と呼ばれる。後者は客観性、真理の探究、知識の境界を広げる関心、学問全体に知識を完全に普及させることからなる。これらの価値は、アクションの存在を認めない。研究対象としてを除いて、アクションの世界すら認めない。学問の世界には何ら人道的価値は一切存在しない。

研究者の個人的価値はしばしば二つの源泉の混合である。一般的な人道的価値、と彼の個々の立場（いわば組織の従業員、国家の一員、特定の利害集団の一員）に由来する利害。しばしばこれらの価値は学問の価値と対立する。どちらの価値が研究者の行為を支配すべきかが問題となる。

政策リサーチのある段階がアクションの世界にあり、他の段階が学問の世界にあるという

事実から論理的に守られねばならないある原理が帰結する。アクションの世界にある政策リサーチのある段階、つまりリサーチ問題の定式化、アクションの世界に戻されるリサーチ結果のコミュニケーションに条件を設定すること、リサーチ結果にもとづいて政策勧告を行うことは、研究者の個人的価値によって支配されるべきで、適宜勧告を含むべきである。学問の世界にあるこれらの段階、リサーチの実施、リサーチの言明は、学問的価値によって支配されるべきで、勧告を含むべきではない。

特にこれは、アクションの世界のなかに依然として属している行為である、リサーチ問題の承認は、客観性や真理という学問の価値ではなく、研究者の個人的な価値によって支配されるべきことを意味する。研究のための問題を受け入れる意思とリサーチ結果をアクションの世界に連れ戻す条件の設定は、研究者の個人的な価値によって支配されるべきである。リサーチの実施は、学問的価値によって支配されるべきである。それは自分の個人的な価値や利害をもはや他の当事者のそれと同様に高いものとみなさない。最後に、リサーチ結果をアクションの世界に連れ戻すことは二つのパーツでとらえられねばならない。つまり、リサーチ結果の報告のパーツ。それは学問の価値にしたがって、客観的でオープンになされねばならない。リサーチ結果をアクションの世界において使用するパーツ。後者では、アクションの世界のいかなるものと同様に、研究を実行するものは勧告者でなければならない。前者では、彼はリサーチ実施の際にできること以上のことはできない。上記の二つの能力を分離することは困難であろうが、分離する必要がある。それが分離されないと、政策リサーチは、全当事者にその価値を失うことであろう。

二つの役割を分離することの失敗の結果として、政策リサーチが、全当事者にその価値を失った例は、『教育の機会均等』プロジェクトで起こった。予想されていたよりも学校への金銭的投入の不平等がはるかに小さいことを明らかにした報告書の結果が現れたとき、公民権擁護者はこの事実を読者にほやかすやり方で結果を提示した*。これが起こっていたならば、同じ利害にとっての基本的な恩恵——黒人と白人が最も分岐していた資源（教師のバーバル・スキル、クラスメイトの文化的資源）が最も効果的であるのに、学校への投入資源は一般的に効果的でなかったという報告書の証明——は失われたことであろう。学問的な客観性が要求される地点での勧告の利用は、皮肉なことに勧告者の意図そのものを挫いてしまったことであろう**。

* この報告書を勧告者の文書に変換しようとした HEW の多数の人々は（法律の過程にとって勧告が内在的であった）法律の訓練を受けていたことはたぶん偶然ではなかったろう。

しかし、政策調査の過程では、情報が客観的に提示されて初めて勧告が適切となる。これの関連で、Barrington Moore, Jr (1969) は、歴史における科学的方法を擁護して、保守的な歴史家とマルクス主義の歴史家はペロポネソス戦争の原因に関して意見が一致しないというよりも、どちらも、戦争に先行

する出来事の進行に関する十分な証拠を用いていると仮定すれば、彼らはその戦争に関して補完的な説明を提示している、という意見は参考になる。

** この例の詳細な記述は Grant (1970) を参照されたい。

上にリストした諸原理は、政策リサーチのための方法論が含むべき諸点に何らかの示唆を与えている。ここでの主要なねらいは、政策リサーチと学術リサーチの間にハッキリした方法的な違いが存在することと、政策的リサーチのために方法的な基盤を敷くことが可能であり、重要であることを明らかにすることである。

1.4 社会科学における政策リサーチの設計

社会科学における政策リサーチの中心的属性の一つは、先に述べたように、それが利害、資源のコントロール、対立を含む点である。政策リサーチの設計では、この事実を認識することが重要である。というのは、提案されていないしは既存の政策の帰結（影響）の評価は、利害当事者の各々にとっての影響の評価であるから。政策は実は行為システムのなかのイベントないしはイベント集合であり、完璧な評価は、このイベントの利害当事者の各々にとっての影響を考察する。政策リサーチがある特定の当事者のために実施される場合には、彼は利害当事者の一人である傾向が強い。しかし、彼の利害のみにとっての直接の影響を考察することは二つの点で正しくない。第一に、政策の他者の利害に対する影響から生じる彼にとっての影響が大事なことがあるので、それは当事者自身に完全な情報を提供しない。第二に、彼の利害のみにとっての直接的影響の評価は、後続の政策を決める際に発言権を持つ他の利害当事者に直接的な価値を持つ情報を提供することができない。たとえリサーチが開始された条件がリサーチ結果の公表を含んでいたとしても、その利害がリサーチ設計で考慮されていない利害当事者には価値がないであろう。

政策のすべての利害当事者に対する影響を考察する必要性は、彼らが政策の影響に関心があるという事実のなかにだけでなく、すべての利害（当事者）が後続の政策を決める際に発言権を持つ傾向があることにもある。利害当事者全員にリLEVANTな情報を入手することが必要となるのは、そのような利害を保有する当事者の権力を通じて、利害（当事者）が後続の政策を決める際に影響力を持つためである。政策に最大の発言権を持つ当事者たちの利害（当事者）と制御する当事者（支配者）に圧力を直接行使できる利害（当事者）に特に注意を払うことが必要になる。意思決定者がさまざまな当事者の利害を自らのうちに内部化するものとみなされる政府による意思決定の考え方ともに、権力の中枢からどんなに離れていようと、影響を受けるすべての者の利害を含める必要がある。

政策リサーチによって情報を伝えられる政治過程では、潜在的な政治変動によって脅かされがちな利害の方が、恩恵を受けがちな利害よりも活性化される傾向がある。その理由は人や団体は現状の変更から生じる客観的に等しい利益よりも、現状の変更から生じる損失の方が大きいと感じるからである。このために、所与の潜在的な政策の変更によって影響を受けるすべての利害に注意を払う政策リサーチは、すでに経験済みの利益よりもまだ経験していない利益の低い傑出性によって生み出される現状維持バイアスを解消するのを助ける点で貴重である。

研究される特定の政策がある利害当事者にのみ主たる影響を及ぼす単純な政策であるということもある。しかしこれは想起される程に回数は多くない。ヘッドスタートプログラムの評価ないし教育におけるタイトル1資金の使用は、これらの規定に従う場合、子どもの成績以外のいくつかの事柄を研究している。それはローカルコミュニティ、管理職者、教師に利害のある次のような変化をも研究したことであろう。ヘッドスタートへの子どもの調達、コミュニティへの母親の参加、母親のコミュニティへの影響力。タイトル1資金の教師の給与への影響、教師の夏期研修プログラムの存在への影響。タイトル1資金の学校システムのさまざまな水準の管理職の相対的な力に対する影響。しかしながら、上記の二つの政策においては、大半の利害当事者は、低所得家族出身の子どもの教育の発達という同じ変化に興味を示した。

しかしながら、より一般的には、さまざまな利害当事者のさまざまな利害を考察することが必要である。社会政策におけるリサーチ設計は次のステップを踏むべきである。

- 1) 政策の帰結に利害のある、政策に影響力を行使する力を持つ当事者を同定する
- 2) これらの当事者の利害を確定する
- 3) 彼らの利害にどんな種類の情報が該当するかをみつける
- 4) この情報を入手する最良の方法を確定する
- 5) 結果をどのように報告するか確定する

社会政策リサーチ設計の上記のステップは、単純で直裁に見えるかも知れないが、それらは明確に認識され迎えられることはまれである。私は評価が3つの研究集団によって設計された潜在的な教育政策を使用することで上記のステップの第一のものを例証するつもりである。これは7年にわたる合衆国のいくつかのコミュニティにおける教育クーポン（バウチャー）の試験的導入である。バウチャーは実験で設定されたある基準を満たす公立私立を問わずすべての初等学校で使用できるもので、学校はのちにバウチャーを換金した。その政策はここでの目的にとって有用なものである。というのは、実験の評価のあとで、学校にとっ

ての一般的な政策の変更は、すべての利害当事者が発言権を行使した最も広い論争を巻き起こしたからである。

この政策の潜在的な影響は、数多くある。というのは、それは教育に市場システムを導入し、市場の供給側の行動にも需要側の行動にも影響を及ぼしたからである。利害当事者には次の人々が含まれる。括弧のなかは彼らの利害である。

1) 公立学校システムの水準にいる教育長のオフィス

(この学校システムは校長に対する力を失いがちである。というのは校長は自分の学校に生徒を惹きつけるために予算とカリキュラムに一層支配力を持つことになるからである。この学校システムはまた教師に対しても力を失いがちである。教師は市内では彼らをめぐって競争するより多くの公立私立の学校を持つオープンな労働市場を持つことになるから。この学校システムは同じ基盤でそれと競争することができる既存ないし新設の私立学校に子どもを奪われることに直面している。)

2) 既存の公立学校の校長

(校長は今やより多くの選択ができるようになる。カリキュラム、予算配分、教師の雇用、生徒の母体の一部の選別。しかし彼の学校を生徒が選択する面での不確実性に直面することになる。全般的には、パワーを獲得するが、教師と生徒をめぐる市場で競争しなければならない。)

3) 既存の公立学校の教師

(教師は学校の選択の幅を以前より持つようになるだろうが、校長の知覚する彼らの能力に依じて、給与、機会面でより差別的に待遇されるようになるだろう。教師はまたそのなかで訓練され、経験を積んでいるので、現行の教授システムに利害を持つ。)

4) 教師の組合

(教師は単一の契約によってカバーされる傾向は少ない。職業への登録のコントロールは少なく、教師の供給は過剰気味で、組合は弱体化の気味が見られる。)

5) 初等学校通学児童の親と児童自身

(新しいシステムは学校選択のより多くの幅を与えるが、一位の選択を獲得できない可能性もある。各学校の成績、生徒の学業の進み具合に関する(そのために創設された公式の情報機関によって提供される)両親が興味がある情報が手にはいるようになるだろう。子ども自身と同様、両親は学校での彼らの学校の進み具合、学校に対する満足に興味を持つ。現行の体制下の学校で成績不振の親や成績が特に優れている親の集団は、達成ないし維持に特に利害を持つ。)

6,7) 宗教に関係する学校に反対の親や集団、そのような学校が気に入っている親や集団

(そのような親や集団は、宗教系の学校の成長に対するこの再編の影響、学校人口の宗教による分離に利害がある。)

8, 9) 学校の人種統合の進展を歓迎する親や集団、それに反対する親や集団

(これらの人々はバウチャー・プランが学校の人種統合に及ぼす影響に主たる関心があるだろう。メカニズムは部分的にはこれに抵抗するために導入されてきているものの、プランのなかに存在する選択が大きければ大きい程、学校の人種統合が大きくなるであろう。)

10) 納税者

(納税者の関心はバウチャー・プランの下での教育のコストにある。現在のコストよりも多くなるのか、少なくなるのか。)

11, 12) 単一のコモン・パブリック・スクールという伝統的なアメリカ哲学へのイデオロギー的な、あるいは歴史に根ざした関心を持った人々と集団、この哲学に反対する人々と集団

(これらの人々は、バウチャー・システムから生じる学校の分化(社会的、宗教的、エスニック集団ごと、カリキュラムのタイプごと、スクーリングの性質ごと)の程度に関心がある。)

13) 新たに教育を供給する候補

(自分の学校をスタートさせるコミュニティ集団から教育分野に参集することを望んでいる企業までの、公式教育に積極的でない集団の関心は、新しい学校が開始される容易さ、新しい学校の成功にある。)

14) 州政府

(教育に憲法上の責任がある州政府は、法廷の決定により学校の支出を均等化するか、様々なコミュニティの課税の基礎を均等化することを迫られている。その均等化を実現する方法としてのバウチャー・プランは、州政府にとって関心がある。)

利害当事者の集合、それぞれの利害を描き出すことは、社会政策リサーチの設計の最初の二つのステップである。しかしながら、私が利害当事者とその利害を試論的に同定した事実にも拘わらず、実際のリサーチではこれは手続きにならないことを認識することが重要である。利害当事者の初期の試論的なリスト作成のあとで、これらの利害当事者は彼らの利害の知覚と他の当事者の利害と自分たちの利害との関係について、できるだけ学習するために接触を求めるはずである。『教育の機会均等』の研究でのこの事例は、先に述べた政策リサーチの5番目の原理に与えられている。この考察は、接触すべき新しい当事者を含む利害当事者の修正と利害を生み出すであろう。そのような経験的な考察は、上にリストした政策リサーチの最初の二つのステップである。しかしながら、アクション世界の当事者によって知覚さ

れた利害は政策の変化のある帰結を予期できないので、不完全なものであろう。このため研究者が提案されている変更によって影響を受けるらしい利害の独自の査定を行うことが必要である。他のステップは、一定種類の情報を入手するための最適な方法、結果を分析し報告するための最適な方法に関わるリサーチ設計のテクニカルな問題である。これらのテクニカルな問題は学術的なりサーチのそれとほぼ同じであり、ここで論じる必要はないであろう。しかしながら、これらのテクニカルな問題の政策リサーチと特に関連のある側面を論じている Campbell (1972) に再び言及しておくことは有用であろう。

何らかの種類の政策リサーチにおいて特に重要である、テクニカル、非テクニカルな限定的ポイントが多数存在する。以下で私は、網羅的、包括的、系統的であることをこだわらずに若干に言及するつもりである。これらのポイントは私の経験から生じたものだが、一般的妥当性を持つように思える。政策リサーチの方法論開発の際に、そのようなポイントを収集することがしばらくの間必要であろう。

2 上記以外の政策リサーチのための方法論的ポイント

① 政策リサーチのための方法を支援するものとしての政策分析 [*]

[*] 1975 に再録

私が述べてきたように、政策リサーチでは理論は二次的な役割を果たすことは間違いないが、これはある理論的な努力が大して有用でないということを意味しない。政策の実施がリサーチによって伴われるとき、政策とリサーチの設計分析において、一定の活動領域についての確証された理論の存在はきわめて貴重である。これは些末的ながら明白なことである。しかしながら、それほど明白でないもう一つの事柄がある。これは政策のタイプごとの重要な違いを理解するという意味で、政策に関する理論を展開することの重要性である。たとえば、資源分配を伴う政策（ヘッドスタート・プログラム）とそれを伴わない政策（人種的に分離された学校システムを違憲とした 1954 年の最高裁の判決）の対決である。資源の分配を伴う政策は、システム（学校システムや住宅システム）を通じてフローし、その最終的先行先に到達する資源を追跡するリサーチ設計を許可する。そのようなりサーチ設計についてはこの後で触れる予定なので、ここではこれ以上立ち入らない。ここでの要点は、資源分配を伴わないリサーチはそのようなりサーチ設計を許可しないという点である。従って、そのような区別をすることは実行されるリサーチの種類を即座に示唆することである。

もう一つの区別として、政策は政策の直接の受け手とその究極的に意図したインパクトの所在の関係に基づく区別である。もし望まれている究極的なインパクトが学校の児童に対す

るものであって、学校システムに与えられる資金や指図が存在するなら、究極的に意図された受け手に対する政策のインパクトを仲介する長い組織的な経路が存在する。リサーチ設計はこの経路の何らかの検討を含むべきである。対照的に、望まれている究極的なインパクトが児童に向けられ、資源が彼らや家族に直接与えられるならば（先に述べた教育バウチャーシステムがそれに当たる）、利用されると実り豊かなリサーチ設計のタイプとは異なるものであろう。

政策のタイプとリサーチ設計のタイプの関係をシステムテックに展開することは私の意図ではなく、これがなされうることと政策リサーチの方法論開発の一部としてなされるべきことを述べただけである。その任務が果たされると、考察される政策のタイプの知識は即座に可能なリサーチ設計のある集合をもたらし、他の集合を排除するであろう。政策リサーチをアート（芸）から科学に移動させる際に重要なのはこの連繋の種類である。

② リサーチの二つのタイプ：インプット・アウトプット型と社会による監査型 [*]

[*] 1975 に再録

私はここで同じ問題を研究するために用いられる二つのタイプのリサーチを述べ、それらの対比を行い、一方に強い賛意を表明したい。これらの設計が関連する政策のタイプは資源分配を伴う政策である。ねらいがこれらの資源の有効性を検討することにおかれる資源分配の研究では、通常の種類のリサーチ設計は資源インプットの測定、政策に関連した結果の測定、それら相互の関係の設定（実験的設計の場合には、リサーチ設計を通じて、進行中のプログラムのインパクト分析の場合には、事後の統計分析を通じて）を伴う。私が先に言及した研究『教育機会の均等』は、様々な学校資源の効果が資源インプットを測定することによってとスターリングの成績結果を測定することによって研究された事例である。ウェスティングハウスによるヘッドスタートのインパクトの評価（Cicarelli et al. 1969）は、これらの資源に浴した児童の認知的感情的スキルを考察することによって、ヘッドスタートの資源インプットの効果（有効性）を研究した。

このリサーチ設計の重要な特徴は、政策インプットが測定され、政策結果が測定され、（もちろん、コントロール変数の効果を中和するために、実験的ないし統計的コントロールを使用して）両者が関係づけられた点にある。実際にどんな制度的構造が介入しようと、それはインプットがそこに入り、望んだ結果か副産物がそこから出るブラックボックスと見なされる。上で言及した最初のリサーチでは、学校がブラックボックスで、インプットは教師の給与、生徒と教師の比率、教科書の年齢、図書室（蔵書）の規模、その他の学校資源についての従来通りの測定であった。アウトプットは口述スキルと数学のスキルの成績であった。2

番目の研究では、資源インプットはヘッドスタートによって提供された追加の資源、アウトプットは児童の認知と感情の測定であった。

私はこの一般的なリサーチ設計を、「社会による監査」(a social audit)と呼ばれるもうひとつのリサーチ設計と比較したいと思っている。社会による監視型では、政策によって発議された資源インプットは資源が支出された地点から、これらの資源の意図された最終的な受け手によって体験される地点まで追跡された。リサーチにおいて結果に関連づけられたのは、支出された資源よりも体験された資源である。資源の非有効性の原因は二つが考えられる。体験される資源は変化を引き起こすのに向いていないかもしれない。支出される資源は、決して意図された究極的な受け手に到達することなく、代わりに最初の支出地点と最終的な受け手によって体験される地点の経路のどこかで消失する。資源をこの経路に沿って追跡しないリサーチでは、非有効性の二つの原因を区別することは不可能で、通常は体験される資源は支出される資源と同じであるものと仮定されている。しかし、これは少しも正しくない。学校での若干の例を考えてみよう。

教育委員会は、支出されるインプットが同一となるように、二つの異なる学校に同一の金額の教科書を支出することができる。しかし、教科書が損失とかケアの欠如によって、他の学校におけるよりも、ある学校において品質を下げるならば、所与の児童によって受け取られる教科書（いわば新しい教科書が発行されて2年後）は彼が他の学校にいる場合よりも、彼にとって教育資源の劣ったインプットとなる。もしある都市とその近郊地域の教師の給与が等しい場合には、その都市は給与面で競争せず、良質の教師を郊外に逃すことになる。また教育委員会によって支出されるインプットが等しくても、児童が受け取るインプットは等しくはない。別の事例として、下層階級の居住区がある都市の学校と郊外にある学校の窓ガラスの支出が等しい場合には、その都市の学校の児童が壊れた窓ガラスの教室で時間の大半を過ごすのに対して、郊外の学校の児童はそうではない。さらに、このインプットの損失が支出と受諾の間で起こっている事例の多くが、下層階級の平均的な児童が受け取る資源を減らす同じ方向に向かっている。

支出と体験の間での資源損失の上記の事例は、他の生徒たちによってある生徒に課せられる損失に関わっている。資源損失の一般的な源泉がある。それは資源がフローする行政システムである。たとえば、初等中等教育法タイトルIからの資金の非有効性は学校の行政システムを通じての損失にある。資金は多様なやり方で使用されるが、それらの比較的わずかな部分は学校の児童の体験の変化を導いてきた。

資源が流出したり、損失したりする場所が政府と児童の経路のいずれであろうと、最終結果は同じである。資源は決して児童には届かない。支出と体験との間にインプットの損失が

ある。

そのような資源の損失を追跡することを意図したリサーチは「社会による監査」として描かれるかもしれない。金銭の監査と同様、資源がたどる経路と支出を通じての上記資源の損失を発見するために資源のフローが考察される。金銭の監査におけるように、資源の正しい使用はその資源の究極的な有効性を保証しない。しかしそれはその資源が使用時に入手可能かどうか、入手不可能な場合には資源がどこでどのように失われたかを教える。「社会による監査」はその目的地に到達した資源の有効性研究の代用品ではない。それはそのような考察を伴うべきである。しかしインプットとアウトプットを関係づけるリサーチと比べて「社会による監査」のもつ重要な価値は、それが政策に遙かに多くの情報を与えることにある。社会政策に由来する資源とインプット資源を政策の様々な帰結と関連づけるリサーチは、有効性のレベルと種類を伝えることができるだけである。教育の最近の多くの政策リサーチが証明しているように、もしある資源の有効性が全然ないとかほんの少しであることを証明するならば、学習されるものは多くはない。非有効性が直接の資源損失に由来するものか、資源の非有効性に由来するのか、前者だとしたら、資源がどこにどのように脇にそれてしまったのかこのリサーチ設計から学ぶことはできない。

「社会による監査」のための方法は開発されてきていないし、資源がフローする制度的構造の種類によって異なるであろう。しかしながら、そのような方法は政策リサーチの方法における重要な発展をなしている。「社会による監査」は、ある種の政策、つまり資源の分配を伴う政策にのみ適切なものであろう。しかし、これらの政策にとっては、支出されたインプットと最終のアウトプットを関係づけることに集中するリサーチ方法よりもはるかに優れていると私は思っている。

この種の設計は政策リサーチ一般にとって重要な変化をなすであろう。というのは、それは非常に広い範囲の「評価リサーチ」に応用されるからである。大半の評価リサーチは資源のフローの何らかの追跡をせず、インプット対アウトプット設計に従って行われている。「社会による監査」への変更は、効果的な政策に必要とされるのはどんな種類の修正かに遙かに大きな洞察を与えることであろう。

3 政策リサーチの組織

社会科学における大半の政策リサーチは、次の二つのセッティングのいずれかの大学で行われる。その主たる所属が大学学部で、その主たる義務が教えることにある学部メンバーによって行われるリサーチ・プロジェクトか、そのスタッフ・メンバーが主としてリサーチの任命

権を持つ大学に付属するリサーチ組織*。さらに社会科学における政策リサーチはそれ以外の二つのセッティングでも行われている。政策に関与する稼働組織のパーツとしてか、ブルッキング研究所、ランド、ラッセル・セージ財団、連邦政府教育局によって設立された地域実験室 (Regional Laboratories)、都市研究所、バッテリー研究所、独立経営の市場調査組織のような独立したリサーチ組織。政策に関与する稼働組織には、企業や広告代理店の市場調査部署、学校・都市住宅部署・公衆衛生部署内のリサーチ・プランニングユニット、連邦政府のセンサス・ビュロー、労働統計ビュロー、その他の政府機関が含まれる。

* 本節で論じた問題のいくつかを Coleman 1973 でもっと詳しく取り上げた。政策に関係したリサーチを行う大学の付属組織に関しては Rossi 1967 も参照されたい。

社会科学における政策リサーチのための現行の組織構造が前述の政策リサーチの方法論上の特性にふさわしいかどうかという問いが生じる。この回答は、これらの組織の特性のいくつかを政策リサーチの特性と比較することによって最もよく見える。

学部およびセンター、研究所を持つ大学は、ある種の政策リサーチにはふさわしくない特性を持つ。これは、大学がリサーチ結果の公表に献身していることである。したがって、クライアントにのみ調査結果を伝えるという閉じたコミュニケーションがクライアントによって要求される政策リサーチ問題は、研究者の個人的な価値がクライアントのそれと一致しようがすまいが、大学のセッティングでは容易に実行されない。この原則は大学によってたびたび破られてきている。その最も頻出するのは自然科学においてである。第二次世界大戦中やそのあとしばらくは、大学は政府にのみリサーチ結果を伝える条件付きで、政府のリサーチ・開発 (R & D) 契約を受け入れた。これは、すべていや大半の研究者の個人的な価値が国防に関係した問題に関する閉じたコミュニケーションと一致し、その条件付きのリサーチの受諾に導いた時代に起こった。しかしながら、個人的価値の集合の変化する今日でも、そのような研究所と契約は残っている。大学の仕事のためにそのような条件を受諾する際にこれまでになされた過ちに注目が払われている*。

* 国の一大事の時代の最良の科学者の多くは大学に所属していたので、戦争遂行のためのリサーチに向けて動員できた科学的スキルの主要源泉であった。この議論の答えは、大学が公表する性格を所与とすれば、リサーチは彼らがすでに仕事をしている大学に籍を置いたまま、大学とは決してつながりのない第二組織で秘密の仕事をするというように同一の人間によって遂行されるリサーチの組織の仕方であった。ランドのような組織はこのようにして設立され、他方ジョンズ・ホプキンス大学の応用物理実験室のような似たような任務を負った組織は大学の内部に設立された。

閉じたコミュニケーションという条件付きで行われる政策リサーチの部分は、大学のセッティングにはふさわしくない。政策リサーチのいくつかの特性と関係する大学構造がほかにも

ある。各学部メンバーが教えること以外に大学に一切義務を負わない、フラットな組織構造（官僚制の支配構造を欠いた）。この特性は大学のセッティングで研究者によって行われる政策リサーチに影響する。

1) 研究者はこの結果をクライアントの利害や先入見に合致するように歪曲することが最も少なく、様々な利害当事者を考慮する独立した査定を行う傾向が強い。

2) しかし、研究者が上司に従うことがないとか大学に対して直接に責任を負うリサーチが不在ということは次のことを意味する。

a. 彼はアクションの世界の行事によって設定されたタイムスケジュールを忘れてたり、守ることができない。したがって、政策へのフィードバックのリアルタイムの枠のなかに埋め込まれている政策リサーチはいずれも大学にはふさわしくない。

b. 彼はリサーチがオリジナルな問題に取り組まず、その学問ないし研究者により直接に利害のある問題や彼が実施が容易な問題に取り組むように、政策問題を修正したりすり替える傾向がある。

上記の第二の点は、大学をほとんどすべての政策リサーチにふさわしくない場所にする。だが大量の政策リサーチが大学の学部で行われている。私はそれがどのように生じているかを示すためにこの異例にすぐに戻るつもりである。ここでは、大学で行われる政策リサーチは政策リサーチを支配する方法原理にほとんど合致することができないことを観察するだけで十分である。

大学は政策リサーチにふさわしくないことを証明する事例で満ちている。私が最近ケンブリッジ大学で観察した一つの日常的な事例がここにある。英国の中央統計局のディレクターが、失業率が高かった北部に導入された様々な政策の予想される労働力への意義をプロジェクトするために利用することができる職業移動のある数理モデルの利用に関心を示していた。この種の仕事は通常の中央統計局の活動範囲を超えていたので、この関心は初期の段階では、特別のセンサスからのデータと計算支援提供の水準にようやく達したばかりであった。彼らは、政府の他の支部に彼らのデータの新たな政策的利用を証明したいだけだった。

ケンブリッジ大学のある若い統計家はある問題を探していた。中央統計局の利害との親和性は完璧に思えた。しかし私がそのプロジェクトが大きな情熱とともに始まった数か月後にケンブリッジに戻ったときに、彼の仕事を邪魔するいくつかの問題にその統計家が直面したことを知った。プロジェクトは即座に瓦解した。

どちらの当事者の公式の関与もなかったので、この事例は極端なものである。肝心な点は、大学が権限と責任構造のなかの地位の担い手の集まりでなく、人間の集合である点である。

その人物が遂行に失敗した場合、責任を引き受けて任務を完遂する支配構造が一切存在しない。

大学付属のリサーチセンターや研究所は、常にといいわけではないがときどきリサーチに対する組織的責任の不在、その責任の全を保証する効果的な権限の系譜の不在を味わう。つまり多くのリサーチセンターや研究所は大学学部の特徴に染まっており、効果的な政策リサーチには不向きにされている。学部とさほど密接でない他のセンターや研究所は、スケジュールが間に合わされ、政策問題が研究者によって敬遠されるよりもむしろ取り組まれることを保証する上下構造をもっている。それらはまた結果の公表を含む政策リサーチ問題の多くにうまく適合しているが、大学の学部を特徴づける組織構造から隔離されている限りである。

独立したリサーチ組織は、二つの点で大学と異なっている。第一に、この独立したリサーチ組織は、大学のようにリサーチ結果の公表の原則によって縛られない。かくしてリサーチ結果の公表を伴うものだけでなく、閉鎖的なコミュニケーションの政策問題を引き受ける。これは企業のための市場リサーチが、Market Research Corporation America, Arthur Nielsen, National Family Opinion Research, Daniel Yankelvitch のような企業によって行うことができることを意味する。政治の投票意向調査が Louis Harris, Oliver Quayle, Opinion Research Corporation のような企業によって行うことができることを意味する。都市の機関の働きに関するリサーチが Rand Corporation, the Urban Institute によって行うことができることを意味する。連邦政府のための経済リサーチが Brookings のような組織によって行うことができることを意味する。上記のすべてはクライアントにのみ調査結果を伝える閉鎖的なコミュニケーションをとっている。

政策リサーチの実施にとってより重要なのは、独立したリサーチ組織が大半のリサーチ組織に不可欠なタイムスケジュールならびにリサーチの責任の上下の割り当てと両立しうる上下の支配構造を持つことである。政策リサーチにとって大学の組織的欠陥は、主たる使命として契約リサーチを持つ独立した組織には特有ではない。ただし独立した組織でも専門スタッフをめぐって競争して大学と対抗しようとしている場合は別である。クライアントによって定義された問題を受け入れ、その問題に取り組むリサーチ結果に責任を持つことは、大学の学部以上に上下的な組織において可能である。したがって、初等中等教育法タイトル 1 のような、学校の連邦資金給付プログラムの評価の問題、学校が効果的な人種隔離解消を達成した方法のリサーチのためには、独立したリサーチ組織はその任務を遂行する必要なスタッフを動員することができる。ときおり、大学付属の研究所は、ウイスコンシン大学貧困研究所による負の所得税実験への参加のように、明白な政策問題に関与するが、通常は、あ

る目標に向けての活動を動員するポテンシャルは十分に大きいとはいえない。

独立したリサーチ組織はまた政策を運用する組織内の部署よりもはるかに政策リサーチにとって好都合な特徴を有している。それは上位の組織ハイラーキーの一部ではないので、組織内の利害当事者にリサーチ結果を伝える条件は、組織内の部署のそれよりもはるかに自由である。リサーチ結果は、一つよりは複数の組織水準に伝えられるので秘密にされることは少ない傾向がある。このタイプの独立性は、組織内の複数の利害当事者の間に対立があるときにはきわめて貴重であり、リサーチはその対立を解消する知識を獲得するために委託される。組織内のリサーチ部署は、典型的には、バイアスのないリサーチ結果を算出し伝達するのに不可欠な独立性を持たないが、しばしば自らが対立に巻き込まれる。

政策を実施する人々と密で持続的な連絡を取るある種の政策リサーチにとっては、運用組織内のリサーチ部署は、独立性の欠如を上回る利点を持つ。あるタイプの政策リサーチに不可欠なフィードバックの持続は、リサーチが独立した組織によって行われたときに、大きな困難を伴って実現される。

政策リサーチにとって大学が不向きであることには一つの一般的な警告が存在する。リサーチ結果の公表に大学がこだわることは、学問の自己矯正プロセスが仕事の質を保証する働きをする。クライアントとの閉じたコミュニケーションという条件付きの独立した組織によっておこなわれる政策リサーチは、いい加減な仕事で看破（検知）されないままで過ごすことがある。しかしこれの修復策は先に述べた政策リサーチの第 6 原理のまじめな適用である。

社会科学の大半の応用リサーチが大学の内部で行われているという事実と合わせて、政策リサーチのセッティングとして大学がふさわしくないということは、ある種の説明を要求する。その説明は、政策リサーチのクライアントの役割に資金給付、契約機関がふさわしくない点に見いだされるように思う。連邦政府教育局、NIH (National Institute of Health)、HSMHA (Health Services and Mental Health Administration) のようなこれらの資金給付機関の多くは、実際には実施する政策はほとんどなく、回答が求められる政策問題を定式化する立場にはないのである。これらの機関によってカバーされている領域の政策のいくつかは、州政府か郡政府のレベルで行われている。またいくつかは、病院のような非政府組織によって行われている。しかし、リサーチに対する資金給付は連邦レベルで行われ、これらの機関に付託されている。

その結果は、学術リサーチでもなく政策問題にも対して関連のない多数の応用リサーチに資金が給付されるということになっている。薬物、非行、学校の働き、一都市における黒人と白人の居住移動のパタン、その他広範囲の社会問題に関するリサーチである。この調査は、

ときおり関連の学問にとっては価値があり、政策に何らかの長期的な価値があるであろう。しかし、それは限定された政策問題が不在のなかで定式化されているので、政策形成に大して助けとならない。それはしばしば学術リサーチの小道具の学問外への間違った適用である。その学問の専門用語の過度な使用。その学問の最も威信の高い理論や理論家にしっかりとつかまらること、ある想定された因果因子が有意義であることを証明すること、著者のオリジナルな仮説を擁護するが、どんな政策変数が当該の現象を最もうまく変化させるかに関する情報をほとんど与えない、現実世界での問題に取り組むよりも、理論（その理論自体が間違っただけのものかも知れないがその学問で流行っている）に貢献しようとする、その学問のなかでの著者の立場を高める意図を除いて一様に無価値なその他の活動。

おそらく、社会科学のリサーチの大半は、動機の不幸な補完性に由来するこの種のものである。政策を定式化する実権を持たない運用機関の役人、だが幸いなことに彼らは非行、貧困、教育、その他民衆の興味（public interest）を惹くトピックに関するリサーチに資金を給付することができる。当該の問題で喜んで仕事をする研究者、しかし彼らは潜在的な政策アクションに関わるいかなる問題にも取り組む責任を負わず、その学問のなかで自分たちの威信をあげることを可能にする資金を手にする。

政策リサーチがそのリサーチ結果を必要とし、それが意図された政策問題に取り組む度合いによってその価値を測定することができる機関によって委託されるようになるまで、この不健康な共生はおそらく持続するであろう。

Bibliography

- Campbell, Donald T.** 1969 “Reforms as Experiments.” *American Psychologists* 24(4) : 409-429.
 ——— 1971 “Methods for the Experimenting Society.” presented to the meeting of the American Psychological Association. Washington, D.C. September. 1991 *Evaluation Practice*. 12(3) : 223-260.
- Cicarelli, Victor et al.** 1969 *The Impact of Head Start : An Evaluation of the Effects of Head Start on Children's Cognitive and Affective Development*. U.S. Government Printing Office.
- Cloward, Richard H./ Lloyd Ohlin** 1960 *Delinquency and Opportunity*. Free Press.
- Coleman, James S.** 1968 “The Concept of Equality of Educational Opportunity.” *Harvard Educational Review* 38(1) : 7-22.
 ——— 1973 “The University and Society's New Demands Upon It.” In : Carl Kaysen (ed.) *Content and Context : Essays on College Education*. pp. 359-399.
 ——— et al. 1964 “Computers and Election Analysis : The New York Times Project.” *Public Opinion Quarterly* 28 : 418-446.
 ——— et al. 1966 *Equality of Educational Opportunity*. U.S. Government Printing Office.
 ——— / Elihu Katz/ Herbert Menzel 1966 *Medical Innovation*. Bobbs-Merill Co.
- Cronbach, Lee J./ Patrick Suppes** (eds.) 1969 *Research for Tomorrow's Schools*. MacMillan Co.

- Grant, Gerald** 1970 *Social Science and Public Policy : A Case Study on the Coleman Report.* (draft) 1972 *The Politics of the Coleman Report.* Dissertation, Harvard University.
- Haworth, L.** 1960 “The Experimenting Society : Dewey and Jordan.” *Ethics* 71(1) : 27- 40.
- Husen, Torsten** 1968 “Educational Research and Policy-Making.” *Education and Culture* 7 : ??
- Kain, John F./ Eric A. Hanushek** 1972 “On the Value of Equality of Educational Opportunity as a Guide to Public Policy.” In : Frederick Mosteller/ Daniel P.Moynihan (eds.) *On Equality of Educational Opportunity.* Random House, Inc.
- Klein, William A.** “The Definition of Incombe Under a Negative Incombe Tax.” Institute for Research on Poverty Discussion Paper 111-72. Madison.
- Lazarsfeld, Paul F./ W.H. Sewell/ H. Wilensky** (eds.) 1967 *The Use of Sociology.* Basic Books.
- Lowry, I.S.** 1972 “Preliminary Design for the Housing Assistance Supply Experiment.” RAND Corporation.
- Moore, Barrington Jr.** 1969 “Tolerance and the Scientific Outlook.” In : Robert P. Wolff/ Barrington Moore Jr./ Herbert Marcuse. *A Critique of Pure Tolerance.* London : Jonathan Cape.
- Moreland, Frank L.** 1971 “Dialectic Methods in Forecasing.” *The Futurist.* 巻号原著未記載
- Moss, Jane Z.** 1970 “Concurrent Evaluation : An Approach to Action Research.” *Social Science and Medicine.* 4 (Supplement 1) : 25-30.
- Newhouse, Joseph P.** 1972 “A Social Experiment to Measure the Effects of Alternative Health Insurance Plans on Utilization of Medical Services.” RAND Corporation.
- RAND Corporation.** 1972 “Technical Analysis Plan for Evaluation of the OEO Elementary Education Voucher Demonstration : Technical Dissertation.”
- Rossi, Peter H.** 1967 “Research in Universities, Independent Institutes and Government Departments : Eleven Contributions to a Discussion.” *Social Science Information.* 6 : 272-273.
- Rothchild, Lord** 1971 “A Report by Lord Rothchild.” In *The Framework for Government Research and Development : Memorandum by the Government.* Comand Paper 4814. Her Majesty’s Stationary Office.
- Schulberg, Herbert C./Alan Aheldon/ Frank Baker** (eds.) 1969 *Program Evaluation in the Health Fields.* Behavioral Publications.
- Sofer, Cyril** 1961 *The Organization from Within : A comparative study of social institutions based on a sociotherpeutic approach.* London : Tavistock.
- Tinbergen, Jan** 1952 *On the Theory of Economic Policy.* Amsterdam : North-Holland.
- Willensky, Harold L.** 1967 *Organizational Intelligence : Knowledge and Policy in Government and Industry.* Basic Books.

コールマンの政策調査理解を深めたい者のために（訳者）

コールマンの政策調査について論じた3大重要著作を挙げるとしたら、1972年の「社会科学における政策調査」、1978年の「社会学的分析と社会政策」、1990年の『社会理論の基礎』第23章「新しい社会構造における社会学とソーシャル・アクションとの関係」であろう。

コールマンの政策調査（応用社会調査）の入門解説としては、イギリスの政策調査研究者バルマーが執筆した「社会政策調査への（コールマン）社会学の貢献（Bulmer 1994）」が道案内として手頃である。コールマンの1980「社会の構造と社会調査の性質」と1978「社会

学的分析と社会政策」の「社会学と政策の関連」、ハワース、ハバーマスの試行する社会、政策リサーチの所在地、学問の自由、のエッセンス部分を巧みに取り込んでいる*。バルマーは彼の論文の文献一覧に『社会理論の基礎』**第23章「新しい社会構造における社会学とソーシャル・アクションとの関係」(1990)を載せていないが、バルマーの論文で扱われているコールマンの1978、1980年のそれらの内容はこの23章の第1節～3節に再録されている。この第23章にはそれ以外に、調査設計のあるべきあり方、調査で得られた情報のフィードバックのあるべきあり方、非対称市場のなかでの生産者と消費者の利害と情報関心、社会調査者の代理人の立場が調査や勧告にどのような影響を及ぼすか、調査結果を利用するのは調査を委託した者だけか、それ以外にどんな者が、どんな場合に利用するかが扱われている「第4節 応用社会調査と行為の理論」が含まれている。

* Bulmer, Martin 1996 “The Sociological Contribution to Social Policy Research.” In Jon Clark (ed.) *James S. Coleman*. Farmer Press, pp. 103-118.

拙訳2005「マーチン・バルマー著 社会政策調査への社会学の貢献」『東北学院大学教養学部論集』第142号179～199頁。

** 拙監訳2006『ジェームズ・コールマン著 社会理論の基礎 (下)』青木書店。第23章は他の人の訳ではなく、拙訳である。

バルマーのその論文では、上記以外に、コールマンの他の政策リサーチ関連の論文(主に1984年論文)を参照しながら、社会学者が信頼を失墜させないためのコールマンの試案(分析の追試、情報公開の制度的保証、調査知見を公刊する前のフォーラムの開催、すべての利害代表が参加する調査発議協議会の提案)などが触れられている。

1978年「社会学的分析と社会政策」は1980年から刊行された高橋三郎、井上俊監修のポットモア、ニスバット編『社会学的分析の歴史』(アカデミア出版会)の第17分冊として、丸山定巳氏の翻訳で出版されることが予定され現時点で未刊だが、第1節「社会学の社会的役割の理論の歴史」は、『社会理論の基礎』**第23章「新しい社会構造における社会学とソーシャル・アクションとの関係」(1990)の第1節「社会理論の社会的役割」と4節・4項「意思決定の権利と情報の権利」にはほぼ再録されているので邦訳で目にすることができる。

前者(1978)の第1節・1項「社会調査の社会的役割：学問の世界とアクションの世界」は、一部が後者(1990)の第4節・2項「社会学者は誰の代理人か」に、前者の第2節「近代の(40年、50年代の社会政策調査」は後者の第3節・3項「コロンビア学派」、同5項「政策調査」にはほぼ再録されているので、やはり邦訳で目にすることができる。

後者に集録されていない前者の第1節・2項「社会学的分析における価値の関連」は、社会の分析、調査に携わるものの価値態度(中立、委託する者の代理人、調査される者の代理

人)を問題にする。ラザースフェルド、ミルズ、リンド、ベッカー、コールマン 66年レポートを素材に、興味深い議論を展開している。関心のある向きには、この部分だけは、原著を繙くことを勧めたい。ただし、コールマン 66年レポートを扱った部分だけは、後者の第4節・4項「政策調査は誰が利用するか」に再録されているので邦訳で目にする事ができる。

このように 1978年の著作は、90年の著書の第23章で大半が捕捉できる。しかし、コールマンが政策リサーチのための方法をまとめた最初の本、1972年に出版した『社会科学における政策リサーチ』*は、あまり顧みられることがない。私の知る限りでは、スコット／ショア『社会学はなぜ応用しないのか』の付録「理解のための知識とアクションのための知識」**で、学術リサーチと政策リサーチの違い、政策リサーチに携わる組織として大学より独立リサーチ組織が向いていることを指摘しているが、肝心の「政策リサーチのための10の原則」には触れていない。わずかに、キルゴアが執筆した「社会政策リサーチの政治的コンテキスト (Kilgore 1994)」が、政策の問いをたてるべきは誰か、リサーチを行うべきは誰か、リサーチ結果を読むべきは誰かという問題意識からコールマンの提案した10の原則をもっとも取り上げている***。政策評価を問題にしているのもこの著書である。この著書が出版されたのが1972年で、66年のコールマンレポートでマスコミの寵児として彼が持て囃されていた時期である。1975年のコールマンレポートで、攻撃の集中砲火を浴びる3年前である。1966年のコールマンレポートがたどった波乱の運命、具体的にはHEW省、大統領府、議会による利用の攻防についてはジェラルド・グラントが博士論文(1972)****で取り上げているが、コールマンは1970年時点のグラントの草稿に通しているようである。本文中に何度かグラントの詳しくはこの論文を参照されたいという指摘が出ている。

* この本の題「社会諸科学における政策リサーチ」をなぜかコールマンは、1978年論文、1980年論文、1984年著書『非対称な社会』の文献一覧で「政策リサーチの方法」と誤記している。

** Scott, Robert & Arnold Shore 1979 Why Sociology Does not Apply? Appendix: Knowledge for Understanding and Knowledge for Action.

拙訳2010「ロバート・スコット、アーノルド・ショア著 社会学はなぜ応用されないのか(部分訳後半)」『東北学院大学教養学部論集』第157号111~144頁

*** Kilgore, Sally B. 1996 "The Political Context of Social Policy Research." In Jon Clark (ed.) *James S. Coleman*. Farmer Press. pp. 119-131.

**** グラントはその博士論文のハイライト部分を Teachers College Record に掲載している。拙訳2007『ジェラルド・グラント著 コールマンレポートのポリテックス』『東北学院大学教養学部論集』第148号89~121頁

ラザースフェルドの書き残した未定稿を弟子のライツがパサネラの協力を得て整理して1975年に出版した『応用社会学入門』*をすでに読んでいて、プラクティカルな問題のリサー

チの問いへの変換, 調査結果の提言, 勧告への変換を記憶している者は, コールマンの1972年の10の方法原理のなかの5つめのリサーチ問題への変換, 7つめのリサーチ結果のアクション世界への変換を眺めて既視感に襲われるだろう。コールマンの方が先である。しかし, コールマンの90年の著作には, 口頭発表のみで活字となっていないライツの1973年の論文**が載っているが, コロンビア大学の応用社会調査ビューローでは, 共有された知識であったと思われる。

* Lazarsfeld, Paul/ Jeffrey G. Reitz/Ann K. Pasanella 1975 *An Introduction to Applied Sociology*. New York: Elsevier 斎藤吉雄監訳 1989『応用社会学 調査研究と政策実践』(恒星社厚生閣)

** Reitz, Jeffrey 1973 “The gap between knowledge and decision in the utilization of research.” Bureau of Applied Social Research, Columbia University. Mimeographed.

——— 1973 “The Relation between policy-makers and social scientists.” Bureau of Applied Social Research, Columbia University. Mimeographed.

この2つの未定稿は, ラザースフェルドとの前記の共著の第5章と第6章と思われる。

72年の論文は, 75年の寄稿文に, エッセンス箇所のみ精選してボリュウムにして3分の1にカットされて掲載されている。前者の序文と第1節「政策調査のための方法的基盤」の第3項「政策調査を支配する原理」の1~6と第2節「上記以外の政策調査のための方法上のポイント」2点の箇所が再録されている。

コールマンの政策リサーチの初期の考えに是非目を通したいと思い, 1972年の論文の国内の所蔵先を探したが見つからなかった。たまたま2006年に, オランダ・ユトレヒト大学に在外研究で滞在中の関西学院大学の中野康人氏に依頼して, 文献の複写を入手することができた(彼の話ではユトレヒト大学にも所蔵されておらず, 図書館を通じて他大学から借り出してもらったとのことであった)。紙面を借りて謝意を表したいと思う。

コールマンの政策リサーチ関連文献一覧

- 1972 *Policy Research in the Social Sciences*. New Jersey: General Learning Press.
- 1973a “The University and Society's New Demands upon It.” In Carl Kaysen (ed.) *Content and Context: Essay on College Education*. pp. 359-99.
- 1973b “Ten Principles governing Policy Research.” *Footnote of ASA*. 1: 1
- 1975 “Problems of Conceptualization and Measurement in Studying Policy Impacts.” In Kenneth M. Dolbear (ed.) *Public Policy Evaluation*. pp. 19-40.
- 1976a “The Emergence of Sociology as Policy Science.” In L. Coser & O. Larsen (eds.) *The Use of Controversy in Sociology*. pp. 253-61.
- 1976b “Policy Decisions, Social Science Information, and Education.” *Sociology of Education*. 49: 304-12.
- 1978 “Sociological Analysis and Social Policy.” In Tom Bottmore & Robert Nisbet (eds.) *A History of Sociological Analysis*. pp. 677-700.

- 1979 “The Use of Social Science in the Development of Public Policy.” *IHS-Journal* 3(2) : B13-B19.
- 1980 “The Structure of Society and the Nature of Social Research.” *Knowledge* 1(3) : 333-50.
- 1982a “Policy, Research, and Political Theory.” In William H. Kruskal (ed.) *The Social Sciences : Their Nature and Uses*. pp. 95-99.
- 1982b “Information Rights in Social Decisions.” In James Coleman. *Asymmetric Society*. pp. 153-171.
- 1984 “Issues in the Institutionalization of Social Policy.” In Torsten Husen & Mauris Kogan (eds.) *Educational Research and Policy : How They Relate ?* pp. 131-141.
- 1986 “Social Theory, Social Research, and a Theory of Action.” *American Journal of Sociology*. 91(6) : 1309-35.
- 1987 “The Role of Social Policy Research in Society and in Sociology.” *The American Sociologist*. 18(2) : 127-33.
- 1990 “The Relation of Sociology to Social Action in the New Social Structure.” In James Coleman. *Foundations of Social Theory*. pp. 610-649.

凡例

〔*〕は訳注

*は原注

1.3 政策リサーチを支配する 10 原理箇所の原理内容部分は太字で示した。原著では太字になっていない。